

第4章

ベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発の考察

——北部のムラ・村にみられる‘均等主義’の検討・評価を通じて——

竹内 郁雄

はじめに

ベトナムは、1986年以來今日まで、「ドイモイ」(doi moi) = 「刷新」と称される包括的な改革を実施している。このうち、経済面のドイモイは、市場経済化ないし市場経済化を伴う経済開発を中心に推進されてきた。

この経済面のドイモイ = 市場経済化を伴う経済開発は、周知のように、さまざまな成果を収めてきたと同時に、解決すべき問題をなおかつ多く抱えてもいる。

本章は、こうした問題の一部が、ドイモイ以前に形成されドイモイ下の現在にも部分的に継続する、ベトナム共産党・政府のイデオログ・学者の若干 (Some ideologists and so-called scholars) が保持するひとつの認識、すなわち、経済開発は‘急速な’過程であり、その遂行に際しては、経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換こそが、決定的に重要 (vital) である、と形容しうる認識に起因すると考え、これとの関連で、ドイモイ下の農業改革 = 農村の市場経済化に関する諸問題のうち、とくに北部 (mien Bac) ・紅河デルタ地域における耕地の配分のあり方にみられる‘均等主義’ (chu nghia binh quan) に関する問題を検討し評価することを通じて、ベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発・そのあるべき方向を、部分的には

あるが、考察するべく努めたものである⁽¹⁾。

本章は、七つの節より構成される。第1節では、本論に先立ち、上述の問題意識を具体的に説明すると同時に、叙述全体の見通しをも鑑み、本章の趣旨を予め素描しておく。第2節以下が、本論である。第2節では、ドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化全般を必要なかぎりで概観する。第3節では、上述の‘均等主義’の様相と、これに関する共産党・政府のイデオログ・学者の若干における評価、ベトナム当局の対応を記す。第4節、第5節は、本章の中心部分である。まず第4節では、2002～03年に実施した筆者の現地調査をも踏まえて、‘均等主義’ないしその精神が、同地域の市場経済の低発達性、したがって「市場の失敗」(market failure)に帰結する「リスク」(risk)を‘最小化’する(minimize)‘制度・しくみ’(institution)のひとつでありうることを、次いで第5節では、その源泉が恐らく同地域の農業慣行ないし社会慣習・文化に求められうることを指摘し、北部農村の‘実態’をめぐるベトナムの経済学者と社会学者の見解上の差異を紹介したうえで、上述の二つの論点を確認する。以上を受けて、第6節の「結論」では、北部農村における市場経済化を伴う経済開発の過程では、経済主体に関わる所有形態の転換に加えて、上述のリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足る諸方策もが同時並行的かつ包括的に実施されるべきであること、同時に、上述の意味での‘制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその精神を、その‘失敗’(failure)の最小化に努めつつ、活用することもまた大切であろうことが論じられる。なお、最終節——おわりに——では、第6節の結論に対する‘ただし書き’として、二つの点を補足する。

第1節 ベトナムの開発認識と市場経済化を伴う経済開発

1. 統制経済的開発モデルからの脱却としてのドイモイ

社会主義ベトナムの経済面のドイモイ＝市場経済化を伴う経済開発は、狭義には、旧ソ連が試みた「ペレストロイカ」、あるいは現中国が進める「改革・開放」と類似する、一マルクス・レーニン主義国家の改革ドライブ (drive) である⁽²⁾。とはいえ、この経済面のドイモイは、広義には、開発途上国一般が1980年代初頭以来今日まで模索してきた「統制経済的開発モデル」からの脱却、すなわち（究極的には「民族主義」の一表現であると言いうる）国家の主導による製造業、とくに重工業の急速な育成・発達を図る内向きの経済開発から、市場の主導による比較優位を有する産業の育成・発達を図る外向きの経済開発への転換というグローバル・トレンドの一部である、と形容することが可能であり、また、そう形容するほうが、その性格をときとしていっそう端的に示すことができよう⁽³⁾。

経済面のドイモイは、周知のように、さまざまな成果を収めてきた。ここでは、それらを逐一列挙する必要はあるまい。その一方で、経済面のドイモイが解決すべき問題をなおかつ多く抱えていることも、また事実である。そして、それらの問題の多くも、広義には、やはり上述の統制経済的開発モデルからの脱却の不首尾として説明することが可能である。

たとえば、ドイモイ下の市場経済化を伴う経済開発のなかで今日に至るまで強調され続ける、「国家経済」(kinh te nha nuoc)・「協同経済」(kinh te hop tac) が国民経済において優位を占めるべきである、とする発想は、本項冒頭の段落に即して言えば、「国家の主導による」という発想のうちに改まっていない部分のなおかつあることを意味している、と言えようが、これを、一マルクス・レーニン主義国家であるベトナムにおけるイデオロギー的な問題である、と説明せずとも、ベトナムがドイモイ以前に統制経済的開発モデルの

遂行を試みた時期に優先的な育成・発達を図った既得権益部門の抵抗という問題である、と説明しても、十分に検証に耐えうると考えるからである⁽⁴⁾。経済面のドイモイのもと、これら既得権益部門、つまり国営企業・集団企業の改革の問題は、常に、効率性ないし経済成長と公平性ないし政治的社会的安定 (on dinh ve mat chinh tri, xa hoi) の兼ね合いという、およそ市場経済化を伴う経済開発を試みる如何なる国民国家においても結論の一致をみることが簡単であるとは言いがたい、そのような問題の一部であり続けている。

2. マルクス・レーニン主義的開発認識の継続としてのドイモイ

とはいえ、経済面のドイモイが抱える問題のすべてを、途上国一般に共通する統制経済の開発モデルからの脱却の不首尾それ自体である、と言い切ってしまうとすれば、それは、やはり言い過ぎであろう。現在のベトナムがどの程度マルクス・レーニン主義的な国家であるのかはともかく、ベトナム語の諸文献、とりわけベトナム共産党・政府のイデオログ・学者の若干による主張・提言のなかには、上述した意味での統制主義的開発モデルにおける特殊ベトナム的表現のひとつである‘マルクス・レーニン主義’的な認識もまた継続しており、それが経済面のドイモイを不首尾にしている場合のあることもまた事実である、と考えるからである。そして、その認識とは、前項冒頭の段落に即して言えば、第1に、経済開発は‘急速な’過程であるべきであり、その最終目標は、経済開発それ自体であると同時に、それを基礎とした社会的公正・進歩の実現にあるが、第2に、その遂行に際しては、経済制度の‘急速な’転換、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換こそが——マルクス・レーニン主義の用語法を踏襲して言えば「生産諸関係」、とくに「所有諸関係」の‘急速な’変革こそが——、しかも、その意識的な遂行こそが、決定的に重要である、とでも形容される認識である、と考える。

上述の第2の部分に考察を集中すれば、ドイモイ以前のベトナムにおける統制経済の開発モデルを規定していたのは、実際、このような認識であった。

事実、当時の経済開発——全く同義ではないが「社会主義的工業化」——において最も重視されたのは、路線上是技術革新ないし生産性の向上——ベトナム共産党の用語法に即して言えば「生産諸力」の向上の一表現としての「科学技術革命」——であったにもかかわらず、実際に志向されたのは、上からの経済制度の‘急速な’計画経済化、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’国有化・集団化であった。

周知のように、ドイモイの開始を訴えたベトナム共産党第6回大会の意義は、経済開発の過程——「社会主義への過渡期」——が複数の段階にわたる長期に及ぶ過程であることを党是とし、上述の認識の「少なからぬ」部分を「旧思考」(tu duy cu)として断罪した点にあった⁵⁾。にもかかわらず、ドイモイ下の現在、共産党・政府のイデオログ・学者の若干が往々にしてなおかつ最大の関心を寄せるのも、実際には、ドイモイの開始以前と同様、上からの経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換、つまり国营企業・集団企業の刷新をも含めた所有形態の‘急速な’多様化であるようにみえる。

こうした認識は、基本的には、共産党・政府のイデオログ・学者一般の教養の一部となって久しい、旧ソ連のスターリン版『経済学教科書』に記され、ベトナム国産の『マルクス・レーニン主義経済学』(複数)が踏襲してきた経済開発認識——「過渡期認識」——に由来するようにみえる。周知のように、そこでは、経済開発の最大の課題は技術革新——「生産諸力」の向上——であるとされる一方で、経済社会は、いったん経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の転換——「生産諸関係」、とくに「所有諸関係」の変革——が遂行されさえすれば、あたかも経済開発を遂げたそれ——「社会主義社会」——として(誤解を恐れずに言えば、技術革新——「生産諸力」の向上——を捨象しても)十全に機能するかのように、描写されてきたからである⁶⁾。

こうしたドイモイ以前からの経済開発認識は、ドイモイ下、とくに1994年以後の「工業化・近代化」(cong nghiep hoa, hien dai hoa)下の現在、これを他の途上国一般に対してと同様に構造調整プログラムに従って支援する国際

通貨基金・世界銀行（「IMF・世銀」）の開発認識によって、ある意味では、補強されてきたように見える。周知のように、同プログラムの基礎は新古典派アプローチであり、同アプローチは、市場経済は、規制さえ緩和されれば、途上国でも先進国でも同様に、自動的にその作用を開始して経済開発に寄与する、と考える。もちろん、この発想は本節第1項で触れた、ベトナムに依然として支配的である「国家の主導に従う」経済開発を志向する発想とは対立するものであり、したがって、IMF・世銀とベトナムとの間に国営企業・集団企業の改革などに関して見解の相違があることは事実である。しかし、IMF・世銀の開発認識が、一方では、規制緩和のもとに市場経済化、つまり経済主体に関わる所有形態の転換を伴う経済制度の転換を力説するものでもあるかぎり、同認識と共産党・政府のイデオログ・学者の若干が現在も保持し続ける上述の認識との間には、一定の類似性が存在してもいる、ということができよう。

いずれにせよ、「経済開発は‘急速な’過程であるべきであり、その遂行に際しては、経済制度の‘急速な’転換、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換こそが、しかも、その意識的な遂行こそが、決定的に重要である」との認識のもとに、共産党・政府のイデオログ・学者の若干が、これを「経済開発は急速な過程であり」「経済制度の転換、とくに経済主体に関わる所有形態の転換……は急速である」（ことは‘客観的必然性’である）と主観的に‘認識’してしまう場合、経済社会の実態は、常に、この認識に沿って描写され、評価され、断罪されることになる。別の言い方をすれば、両者の間には、ときとしてギャップが生じうる。そして、このギャップは、ときとして経済社会の実態に対する党・政府のイデオログ・学者の若干による主張・提言におけるミスマッチとして現れる。そして、これが経済面のドイモイ＝市場経済化を伴う経済開発それ自体をときとして不首尾にしている場合がある、と言ってしまうとすれば、言い過ぎであろうか。

3. 農村の実態と市場経済化を伴う経済開発の方向

以上のようなギャップ、ミスマッチが著しく看取されるのは、経済面のドイモイの重要な一部である、農業改革＝農村の市場経済化ないし市場経済化を伴う経済開発においてである。

現在、ベトナムの農村地域は、1950年代後半から北部地域で実施され1970年代後半から南部地域（mien Nam）でも志向された、市場経済からという以上にむしろ慣習経済から計画経済・集団農場システムへの転換とでも形容しうる過程が農村地域を全体としては包含しきれないうちに、ドイモイの開始を迎え、市場経済化を志向している、そのような状況にある（第5節を参照）。したがって、そこにおける市場経済化を伴う経済開発は、共産党・政府のイデオログ・学者の若干によって計画経済・集団農場システムから市場経済・家族経営システムへの転換と称される部分が確かに存在する一方で、計画経済・集団農場システムの頸木を解かれた結果、農家所帯は、従来の慣習経済に回帰してしまい、そこから市場経済化を模索したり、あるいは計画経済・集団農場システムへの転換を実際にはほとんど被らずに慣習経済それ自体から直接に市場経済化を模索している、という過程もまた同時に進行している、そのような状況にある、と考えられる⁷⁾。

別の言い方をすれば、ベトナム農村、とくに本章が焦点を合わせる北部・紅河デルタ地域の農村は、現在、市場経済・家族経営システムへの移行の過程にあることは確かであるものの（第2節を参照）、共産党・政府のイデオログ・学者の若干が想定するように、いったん経済制度、とくに農家所帯の家族経営化を伴う経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換が実施されさえすれば、同農家所帯が直ちにその機能を十全に発揮して市場経済化を伴う‘急速な’経済開発を遂行していく、という状況にあるわけでは決してない（第3節を参照）。そこにおける市場経済は、部分的には、現在も所有形態以外の幾多の要素ゆえに——本章では各農家所帯の得る収穫・所得に関する「リス

ク」ゆえに——「市場の失敗」が多発しがちで発達の水準も依然として低位であるような市場経済であり（第4節を参照）、少なからぬ農家所帯も、北部農村それ自体の社会慣習・文化を恐らくは源泉とする「インフォーマルな」‘制度・しくみ’のひとつでありうる‘均等主義’ないしその精神に従うことで（第5節を参照）、そのリスクを‘最小化’し同リスクに起因する市場の失敗を補完するよう努めている、そのような農家所帯である。したがって、こうした実態と共産党・政府のイデオログ・学者の若干の認識との間のギャップ、その主張・提言におけるミスマッチを前に、経済面のドイモイ＝市場経済化を伴う経済開発の全過程を「主導」(lanh dao)し「管理」(quan ly)する共産党・政府の全体も、経済開発の前提である「政治的社会的安定」の維持をも鑑みる際には、結局のところ、上述の実態をときとして容認し追認せざるをえない場合も少なくない、そのような状況にある（第4節を参照）。

であるならば、そこにおける市場経済化を伴う経済開発の過程は、共産党・政府のイデオログ・学者の若干が訴える経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の転換に関する——「生産諸関係」の変革を意図する——諸方策に加えて、上述のリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足る——「生産諸力」の向上をも含めた——諸方策もが同時並行的に、かつ包括的に遂行されるべき過程、それが「政府」(government)の役割のひとつであるならば、その遂行を共産党・政府に要請してもいる過程、そして、その過程は市場経済化の水準が経済開発の水準と並行して漸進的に高度化していく長期に及ぶ過程でもある以上、一方では、上述の意味での‘制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその精神を、‘急速に’廃止するのではなく、その‘失敗’の最小化に努めつつ、ある期間、ある程度、意識的に、かつ積極的に活用していくこともまた大切であろう、そのような過程であるはずである（第6節参照）。

以下、本章は、第2節から第6節において、上述の諸点を考察し、検証していく。

第2節 ドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化

東南アジア大陸部に位置する社会主義ベトナムは、1人当たり所得が2002年の時点でも440ドルにすぎない典型的な開発途上国のひとつである⁽⁸⁾。したがって、近年は石油のほか、繊維・家電などの製造業の発達も著しいとはいえ、主要な産業は、なおかつ水稲耕作を中心とする農業である。同国農村地域には、現在もなお、全人口の70%あまりが居住している。

ベトナムは、相異なる二つの地域から構成される。亜熱帯に属する北部地域と熱帯モンスーンに属する南部地域とである。本章が焦点をあてる北部、とくにその紅河デルタ地域は、ベトナムの主要民族であるキン（Kinh）族発祥の地であり、人口密度が近代以前からすでに高かった地域として知られる。このため、同農村地域では、植民地時代に至って商業用・輸出水稲耕作地域として開発が本格的に始まった南部メコンデルタ農村地域とは異なり、古来、その狭小な耕地に幾多の労働を投入して飯米を得る、自給自足的な集約農業が営まれてきた。そこでは、紅河の水利用・水管理もきわめて重要であった。同地域のこうした特徴は、本章が論じるように、経済社会構造をも含めて、現在も大きくは変わっていない。

なお、同地域をも含めて、ベトナムでも、他の東南アジア諸国と同様、1960年代末に科学的農業＝緑の革命（Green Revolution）の導入が開始され、現在、その適用は、拡大の一途にある。

1. ドイモイ以前の農村——計画経済・集団農場システムの時代——

ドイモイ以前のベトナム、とくに北部の農業生産活動は、ベトナムの一般的な見解に従えば、基本的には計画経済・集団農場システムのなかで遂行されてきた⁽⁹⁾（第5節も参照）。

「農業生産協同組合」（＝農業生産合作社: hop tac xa san xuat nong nghiep）と

称された同集団農場は、北部では、1950年代後半から、ムラ＝自然村（lang）を単位とし、その農作業における‘相互扶助’（mutual aids）を基礎として、農民が保有し管理する各種の生産要素＝耕地，労働，牛馬・農機具などの資本財を漸次集団化して農場の保有と管理のもとにおくことにより，形成が開始された。農場内の農業生産活動は，水稻耕作を中心とする物的生産活動をも含めて，農場が統一的に管理する計画経済に従って集団で実施された。また，得られた農業生産物は，政府に納める農業税と農場へ納める諸経費とを控除した後，基本的には均等主義に従って農場の成員である組合員・組合員家族に均等に分配された。なお，1960年代後半から1970年代に及んだその発達の過程では，農場の規模を村＝行政村（xa）・複数の行政村（lien xa）の規模へと拡大することも試みられた。

現在のベトナムにおける一般的な見解に従えば，この計画経済・集団農場システムは，政治・軍事面，とりわけ1960～75年のベトナム戦争に際して農場の組合員・組合員家族を兵士としてリクルートし前線に派遣する，あるいはその後方を支援する，という面では大きく貢献した一方，経済面では，各種の問題を内包していた。わけても計画経済に従う生産と均等主義に従う分配は，農場の組合員・組合員家族の農業開発へのインセンティブを低下させる方向に働いた。そして，これをも一因として，ベトナムは，ベトナム戦争が1975年に終結し南北ベトナムが1976年に政治的統一を果たした後の1970年代末には食糧不足へと陥り，以降1980年代末まで毎年の穀物輸入を余儀なくされた。

2. ドイモイ直後の農村——市場経済・家族経営システムと耕地の配分——

こうした状況のなか，ドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化は，経済面のドイモイの重要な一部として，1988年に，基本的には隣国中国が1980年代初頭以来農業における生産責任制を推進してきたのと同様⁽¹⁰⁾，以下のような方向で開始された。

すなわち、同年に採択されたベトナム共産党中央委員会政治局10号決議(第6期:「10号決議」)は、耕地の保有・所有形態の転換、すなわち従来は集団農場が保有し管理してきた耕地の利用権を農場の組合員・組合員家族=農家所帯に長期に分与し(耕地の所有権は現在も法的には国家に帰属している)、その保有と管理とを同農家所帯に委譲することを訴えた。同時に、これら農家所帯=家族経営は、自らのイニシアチヴに従って農業の物的生産活動を営み、収穫の後には、国家への納税・農場への諸経費納入などの義務を果たせば、その残余の農業生産物を自由に処理しうること——経済面のドイモイ全般における‘市場経済化’のなか、おりから復活ないし形成・発達を開始した「市場」(market)で販売しうること——が認められた。さらに、これら家族経営は、集団農場=ムラ・村に荒地・未開墾地などが存在するのであれば、これらを入札によって再開墾したり新規に開墾したりする権利をも与えられた。

ちなみに、翌1989年の第6回共産党中央委員会総会(第6期)では、家族経営こそが農業の物的生産活動を遂行する‘経済主体’であること、したがって従来これを遂行してきた集団農場はこれ以外の関連サービス諸活動に特化する‘経済主体’へと転換すること、も正式に認められた⁽¹¹⁾。

これも数多くのベトナム語文献に従えば、上述の10号決議は、その採択の後、農村地域の家族経営に直ちに受け入れられ、急速に実施へと移された。この結果、穀物生産は、水利灌漑網の整備が同時期にとくに南部で急速に進展したこともあいまって、短期のうちに増加し、ベトナムは、はやくも1989年には、穀物=米の純輸出国へと転換した。以来今日まで、ベトナムは、毎年300万~400万トン輸出する、世界第2位ないし第3位の米輸出国としての地位を保持している。

3. 現在の目標——農業生産の多様化と耕地の集中・集積——

国家レベルでの食糧自給を達成したドイモイ下の農業改革=農村の市場経済化における現在の課題は、農業生産の多様化・その商業化をいかに推進

し、国際競争力をもつ米以外の輸出用農産物ないし農林水産物をいかに育成していくか、にある⁽¹²⁾。

ベトナム共産党・政府のイデオログ・学者の若干は、この点とも関連して、以下のように形容しうる‘認識’を長らく共有してきた。

すなわち、各農家所帯が既述の10号決議によって耕地・耕作に関する諸権利を獲得した現在、農業経営に長けた農家所帯＝家族経営は、農業生産の多様化・その商業化を実施するに際し、これを、既述の入札を通じた荒地の再開発・未開墾地の新規開墾だけでなく、他の農家所帯に配分された耕地を自らのそれと交換したり（「耕地の交換・集中」：don dien doi thua）集中・集積していくこと（「耕地の集中・集積」：tap trung, tich tu ruong dat）をも通じて、必ずや専門化・大規模化・機械化などの方向で遂行していくであろう。

実際、「豊かになれる者から豊かになる」ことを奨励すること、つまり経済主体間の所得格差をある程度容認することは、経済面のドイモイ全般、またその農業改革＝農村の市場経済化の重要な方向のひとつであって来た。したがって、ベトナム政府は、1993年には、1988年に暫定的に施行した土地法の一部を改正して耕地の利用権に関する譲渡・売買・貸借・質受・相続の諸権利を合法化したうえ、1998年と2003年には、同法の再改正・再々改正を実施することにより、家族経営が利用し集中・集積することのできる耕地の面積の大幅な拡大をも公認してきた。

ところで、上述の耕地の交換・集中ないし集中・集積が進行する過程では、「農業経営に長けた家族経営」に自らが配分された耕地を引き渡した他の農家所帯にとっては、それが脱農を意味するかぎり、生活の糧が別途に必要とされる。共産党は、この点とも関連して、ドイモイの開始以来今日まで、計画経済の時期には「工商業協同組合」（hop tac xa cong thuong nghiep）に編入されていた各種の伝統的な農村産業（lang nghe）の復興と近代的な農村産業（cong nghiep nong thon）の育成・発達とを訴えてきた。事実、この種の新旧農村産業の復興ないし育成・発達は、上述の耕地の集中・集積が進行するのを待つまでもなく、農業の生産性の向上につれて農村における余剰人口が増

加する過程では、同国農村地域、とくに希少な耕地に多大な労働・人口を抱える北部のそれにとっては、雇用の創出という観点からも不可欠である。

第3節 北部農村における‘均等主義’の存在

以上のように略述しうるドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化は、しかし、それを北部農村地域、とくにその紅河デルタ地域についてみた場合には、それほど単純ではない。

何よりも、農業生産の多様化・その商業化とそれに伴う耕地の交換・集中ないし集中・集積は、北部では、従来、中原 (trung du)・山岳地域を除いて、ベトナム共産党・政府のイデオログ・学者の若干が想定したようには進んでこなかった。実際、北部では、農業生産の多様化・その商業化は、米以外の商品作物ないし商品農林水産物の生産拡大という点では、始まったばかりであるにすぎず⁽¹³⁾、期待されてきた耕地の交換・集中ないし集中・集積も、それが大規模な場合には、共産党・政府が直接に指導する試験的性格のそれを超えてはこなかった⁽¹⁴⁾。10号決議の発令以来⁽¹⁵⁾、北部で実施された耕地の配分に際して支配的であったのは、家族経営＝経済主体間の所得格差を容認するよりもむしろ、「各農家所帯に最低限の‘食’を保障する」べく (dam bao an ninh lương thực tại mỗi nhà, mỗi hộ)⁽¹⁶⁾、各所帯の成員数に比例して耕地を配分する‘均等主義’であったからである。

1. ‘均等主義’——一般的なケース——

上述の‘均等主義’について、ある論者は、次のように叙述している。

「1988年の10号決議の発令により、従来農業生産協同組合（＝集団農場—引用者）が保有していた耕地は、農民に対して長期に分与された。ただし、農民による耕地の配分のあり方は、実際には、各所帯の成員比に従う‘均等主

義’が基本であった。この場合、古来からのムラ・村の慣行に従って、3～5年に一度、耕地の割替えを行う地方も少なくない。(一所帯の成員数が多ければ多いほど一所帯に配分される耕地が増加するのであるから一引用者)この方式は、農村地域の若年層が早い時期に結婚をし、戸籍をわり、子供をもうけて、分与される耕地が増加するよう機能している」⁽¹⁷⁾。

ある集団農場＝ムラ・村(村落)を想定して説明を補足すれば、上述の引用において、耕地を「各所帯の成員比に従う‘均等主義’」に従って「配分する」とは、当該村落が保有し管理する耕地を単に同村落各所帯の成員数に等しい複数の比較的大きな地条(khu dat)に機械的に区分して、その一つ一つを成員の一人一人に‘均等に’配分する、という意味ではない。そうではなく、同村落の耕地を肥沃度などの差異、抽象的に言えば自然的・地勢的諸条件の差異を勘案して少数の地条に区分した後、その一つ一つをさらに細分化して多数の小さな耕地細片(thua)とし、その一つ一つの耕地細片を成員の一人一人に‘均等に’配分する、という意味である。したがって、各所帯の成員の一人一人が保有し管理する‘耕地’は、単一の地条に‘集中’しているのではなく、各地条のあちこちに‘分散’する多数の耕地細片の集合体となる⁽¹⁸⁾。北部の農家所帯は、こうした耕地の配分のあり方に従って獲得した自らの‘耕地’の状況を形容して「肥沃度の高い細片も低い細片もあれば、自宅から近い細片も遠い細片もあるさ」(co tot co xau, co gan co xa)と表現してきた。

ところで、村落の各所帯の成員数は、一定期間が経過した後には変化するのが通例である。この場合、北部では、各所帯の新たな成員比に従って成員の一人一人に耕地＝多数の耕地細片を配分しなおす村落も、若干ではあるが、存在してきた。これが、上述の引用における「3～5年に一度、耕地を定期的に割替える地方も少なくない」という部分の意味である。

以上のように、10号決議の発令以来実施されてきた、北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’は、家族経営＝経済主体間の所得格差を容認するよりも、何よりも各農家所帯に最低限の‘食’を保障するという精神を

根底に据えてきた。

ちなみに、ドイモイ下のベトナム北部にみられる・こうした耕地の配分のあり方は、隣国の中国がその1978年以來の農業改革＝農村の市場経済化において実施してきたそれと基本的には同様であり、中国研究者の若干は、これを「均田制」と称している⁽¹⁹⁾。ただし、中国の「均田制」では、ベトナム北部の「少なからぬ」地方にみられる耕地の定期的な割換えは、基本的には認められてこなかった⁽²⁰⁾。

2. ‘均等主義’——特殊なケース——

10号決議が定めた入札などを通じた荒地の再開発・未開墾地の新規開墾も、北部では、タインホア (Thanh Hoa) 省を除いて、首尾よく実施されてきたとは言えなかった。

それは、北部の耕地がその人口密度の高さゆえに元来が希少であってきただけではない。その別途の理由の一端を、若干古い資料ではあるが、1990年にバックボ (Bac Bo)・チュンボ (Trung Bo) の4省 (「省」は日本の「都道府県」に相当) において実施された耕地の配分に関する調査結果を通じてうかがうことができる。

当該4省、すなわちホアンリエンソン (Hoan Lien Son) 省 (当時:現在はラオカイ <Lao Cai> 省・イエンバイ <Yen Bai> 省の2省)、ハーナムニン (Ha Nam Ninh) 省 (当時:現在はハーナム <Ha Nam> 省・ナムディン <Nam Dinh> 省・ニンビン <Ninh Binh> 省の3省)、ビンディン (Binh Dinh) 省、ダクラック (Dac Lac) 省において、10号決議の発令の後に入札などを通じた配分のために充てられた荒地・未開墾地は、これら4省の耕地面積全体のそれぞれ1.52%、0.37%、0.08%、1.48%にしかすぎなかった。それは、これら4省の荒地・未開墾地の大部分が入札などを通じた配分のためではなく、当時戦時状態にあったカンボジア領や準戦時状態にあったベトナム・中国国境に出兵していた当該4省の兵士が故郷の諸村落に復員してくる際、その成員として再び生

活を続けることができるように、とっておかれたからである⁽²¹⁾。

要するに、ここで重視されたのも‘均等主義’、ないしその精神である各農家所帯に最低限の‘食’を保障することであった。

3. ‘均等主義’——イデオログ・学者の評価と当局の対応——

以上のような北部にみられる‘均等主義’ないしその精神は、確かに、共産党・政府のイデオログ・学者の若干が想定する「農業経営に長けた家族経営」が農業生産の多様化・その商業化を営むに際し、これを耕地の交換・集中ないし集中・集積によって専門化・大規模化・機械化などの方向で遂行していくことを困難にしてきた。

第1に、本節第1項で記した多数の小さな耕地細片における耕作は、単一の大きな地条における耕作と比べて、生産性に劣るであろうがゆえに、各農家所帯が農業の余剰を得てその商業化を遂行することを困難にするからである。第2に、「少なからぬ」ムラ・村の行う耕地＝多数の耕地細片の定期的な割換えは、同耕地（耕地細片）利用権の帰属先の確定を困難にするであろう結果、耕地細片自体の譲渡・売買・貸借・質受・相続を、つまりその交換・集中ないし集中・集積とそれに伴う農業生産の専門化・大規模化・機械化などを困難にするからである。本節第2項で記した荒地の再開墾・未開墾地の新規開墾にみられる不首尾も、基本的には同様な主旨の帰結をもたらすことになろう。ちなみに、本節第1項中の引用文にあるように、‘均等主義’が農村の人口増加をも助長しているのであれば、それは、同地域に適用される人口・家族計画化政策の効力を削減するという、‘悪しき’副産物さえ生み出していることになる⁽²²⁾。

このため、党・政府のイデオログ・学者の若干は、長らく、北部にみられる‘均等主義’を、‘非効率’であり‘非合理’である、として批判してきた⁽²³⁾。また、これらイデオログ・学者の一部は、さらに、この‘均等主義’は、計画経済・集団農場システムの時期に実施された均等主義的分配の‘残

りかす’であり、ドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化——彼らにとっては計画経済・集団農場システムから市場経済・家族経営システムへの移行——がなおかつ不徹底である証拠のひとつである、と見なしてきた⁽²⁴⁾。

こうした‘認識’をも鑑みてであろうか、共産党・政府は、1993年以来今日まで、耕地の交換・集中ないし集中・集積、ないし耕地の利用権に関する保有・所有形態の転換をさらに遂行するべく、既述の土地法の改正以外にも、幾多の経済社会政策を発令し実施してきた。1993年来の、各農家所帯が保有し管理する耕地の利用権の帰属先を確定し、それぞれの所帯に対して耕地の利用権利証書を発給するドライブは、その最も重要なひとつである。また、2002年2～3月に開催された第5回共産党中央委員会総会（第9期：「5中総（第9期）」）における「2001~10年の時期における農業・農村の工業化・近代化の推進」に関する決議は、そのなかで農村地域、とくに北部のそれにおける耕地の交換・集中ないし集中・集積を志向するドライブの加速を指示している。

第4節 ‘均等主義’の経済的評価

前節末尾に記した耕地の利用権利証書を発給するドライブは、2002年12月に、そのほとんどが基本的に終了した、と報道されている⁽²⁵⁾。また、5中総（第9期）の指示した耕地の交換・集中ないし集中・集積を志向するドライブの加速については、2002年後半以来今日まで、ベトナムの各種新聞・雑誌が、これを展開する各地方の共産党・自治体の状況を頻繁に伝えている⁽²⁶⁾。

これらのドライブが現在の北部にみられる‘均等主義’ないし各農家所帯に最低限の‘食’を保障するという精神を今後抜本的に変容させていくのか否かについては、いずれ公表されるであろう、これらドライブの初歩的総括を待たなければならない。

しかし、耕地の交換・集中ないし集中・集積、あるいは耕地の利用権に関

する保有・所有形態の転換をさらに志向する諸政策およびドライブは、それらが、‘均等主義’を（共産党・政府のイデオログ・学者の一部と同様に）計画経済・集団農場システムの時期の単なる‘残りかす’であると見なし、それら諸政策・ドライブが実施されさえすれば、この‘残りかす’が直ちに一掃されて、耕地の交換・集中ないし集中・集積がいつそう‘急速に’遂行されていくであろうことを期待して、発令され実施されているものであるのだとしたら、ただそれだけでは、‘均等主義’ないしその精神を‘一掃する’に際しては、十分であるとは言えない、と考える。

事実、上述の各種新聞・雑誌は、耕地の交換・集中ないし集中・集積に奮闘する北部のムラ・村のケースをしばしば紹介する一方で、同ドライブが首尾よく展開されていないケースをも少なからず報道している。そして、後者のケースについては、筆者も、自らの現地調査を通じて、以下の二つを確認することができた。

1. 耕地の交換・集積に関する現地調査の結果——‘均等主義’の継続——

(1) ハーナム省ズイティエン県のケース

筆者は、2002年の新春、北部・紅河デルタの下流に位置するハーナム省ズイティエン（Duy Tien）県（「県」は日本の「郡」に相当）にあるティエンタン（Tien Thang）村のムラ＝自然村のひとつを訪れる機会を得た⁽²⁷⁾。ちなみに、ハーナム省は、既述の耕地の交換・集中の遂行を志向するドライブにおいては、長らく、その最後進省のひとつに数えられてきた。

当該ムラ＝自然村（「Qムラ」としておく）の共産党担当者によれば⁽²⁸⁾、同ムラでは、ドイモイ以前の計画経済・集団農場システムの時期にあっても、耕地自体が各地条ごとに多数の小さな耕地細片に細分化され、その農業生産活動も同耕地細片を単位として実施されていたようである。したがって、言い切れるか否かはともかく、同ムラにおける耕地の配分のあり方は、1988年に既述の10号決議が発令された後も、長らく、論じてきた‘均等主義’に

従うその典型であった。そこでは、定期的な割替えも、各農家所帯間の成員比の変動を基準として、1988年以来、ほぼ5年に一度ずつ実施されてきた。

しかし、2002年の春には、同ムラの若干の所帯は、当地の共産党の決定・地方自治体の政令に従い、自らの耕地＝多数の小さな耕地細片を、各所帯間で交換するなどの方法により、単一の大きな地条に集中させるようになった（耕地の交換・集中）。

この耕地の交換・集中は、場合によっては、ある所帯が肥沃度の高い耕地を、別の所帯が肥沃度の低い耕地を保有し管理する、という状況を生じさせる。別の言い方をすれば、各所帯間で保有し管理する耕地の質に関して格差が生じうる。したがって、当該各所帯が所得格差へと至りうる同格差を進んで容認したうえで上述の耕地の交換・集中を実施しているのであれば、その場合には、同ムラにおける‘均等主義’ないしその精神は確かに消滅を開始した、と言うことができよう。

しかし、同ムラで近年始まった上述の耕地の交換・集中は、実際には、‘均等主義’ないしその精神の消滅を完全には意味していない、と考えられる。周知のように、現在ベトナムでは、農業税は耕地の肥沃度の差異、つまり産出される生産物の大小に従って耕地ごとに差別的に課されているのが実情であるが、同ムラで耕地の交換・集中を実施した所帯は、一般に、この農業税を納めた残余の収穫・所得が各所帯の成員一人一人についてはほぼ‘均等に’なるように、別の言い方をすれば、その納税後の収穫・所得がほぼ平準化されるように、これを実施していたからである⁽²⁹⁾。つまり、同ムラにおける近年の耕地の交換・集中は、‘均等主義’の根底にある各農家所帯に最低限の‘食’を保障するという精神を完全には払拭しきってはならず、したがって「農業経営に長けた家族経営」が農業生産の多様化・その商業化を専門化・大規模化・機械化などの方向で遂行するべく実施されているわけでは必ずしもないのである。

(2) ハータイ省ダンフオン県のケース

それでは、耕地の交換・集積の遂行を志向するドライブにおける先進省の状況は、どうであろうか。

筆者は、幸いにも、2003年の夏に、同ドライブの先進省のひとつであり、これを長らく試験的に実施してきた‘パイロット’省のひとつでもある、北部ハータイ (Ha Tay) 省のダンフオン (Dan Phuong) 県をも調査することができた⁽³⁰⁾。同県は、ハータイ省が紅河デルタの‘輪中’にある首都ハノイ市に隣接するために、同市から北西に約20キロメートルという、いわば大都市近郊に位置する、基本的には専業農家が支配的な農村地域のひとつである。

ただし、結論からいえば、同県のケースも、本質的には、上述のハーナム省ズイティエン県のそれと大きく異なるものではなかった。

同県人民委員会官房長グエン・ヒュー・ホアン (Nguyen Huu Hoang) 氏によれば、同県も、10号決議の発令を受け、1993年から1995年にかけて、県下の農家所帯に対し、‘均等主義’に従う耕地の配分を実施した。この結果、県下に存在することとなった耕地細片の数は約98万を数え、各所帯は、地条ごとに細分化され分散する耕地細片を、平均して7～8カ所ずつ、耕地として配分された。

ホアン氏によれば、同県は、「農業生産の多様化・機械化」という現段階の要請を受けた当地の共産党の決定・地方自治体の政令に沿って、上述のような耕地の配分のあり方を緩和するべく、1998年より2000年にかけて、これも各所帯の多数の小さな耕地細片を、所帯間で交換して、少なくとも少数の比較的大きな地条に集中させる新たなドライブを実施した (耕地の交換・集中)。同ドライブは、同県全16村のうちの14村で一般に首尾よい成果を収めた⁽³¹⁾。たとえば、同県の同ドライブにおける最先進村のひとつであるフオンディン (Phuong Dinh) 村では、各所帯がその多数の耕地細片を交換して、うち160所帯がこれを単一の地条に、659所帯が二つのそれに、1480所帯が三つ以上のそれに、それぞれ集中させることができた⁽³²⁾。

しかし、‘均等主義’ないしその精神は、実際には、ここでも完全に消滅しきってはいない。

第1に、同県における耕地の交換・集中が、‘均等主義’ないしその精神を完全に葬り去る前提となるには、上述のハーナム省ズイティエン県のケースと同様、各農家所帯が所得格差を容認する必要がある。しかし、ホアン氏によれば、同県では、この観点に従う耕地の配分が確かに試みられてきた一方で、最も肥沃度の高い地条は、「農業経営に長けた家族経営」に対してではなく、往々にして「革命功労者所帯」(gia dinh co cong)を含む「社会保障政策被適用所帯」(gia dinh chinh sach)などの社会的弱者(the social weak)に対して、つまり従来と同様に、各農民所帯に最低限の‘食’を保障するという精神に従って、優先的に配分されたのが実情だからである⁽³³⁾。

第2に、同県では、耕地の交換・集中を暫定的に終了したものの、最先進村のひとつであるフォンディン村においてさえ、地条を——従来の‘均等主義’に従う耕地の配分のあり方とあまり変わることなく——なおかつ「三つ以上」にわたって配分された所帯が支配的である(上述)。これは、同村人民委員会副主席フォン・ヴァン・ト(Phuong Van Tho)氏によれば、同村では、耕地の交換・集中に際して、「農業生産の多様化・機械化」という現段階の要請を重視する一方で、やはり各農家所帯に最低限の‘食’を保障するという精神、当地の共産党・地方自治体の見地から言えば「政治的社会的安定」の維持という観点をも鑑みた結果、ところどころで肥沃度のなおかつ異なる、たとえば穀物生産に適する耕地と野菜・果物生産に適する耕地とが異なる同村内の耕地を単一の大きな地条に区分して、その一つ一つを各所帯に機械的に配分する、というわけにはいかなかったからである⁽³⁴⁾。

2. リスクを最小化する制度・しくみとしての‘均等主義’

以上のように、筆者が調査した二つのケースに限っても、‘均等主義’ないし各農家所帯に最低限の‘食’を保障するという精神は、なおかつ‘健在’

である。なぜなのであろうか。

この点について、筆者は、以下のように理解するのが最も整合的である、と考える。

すなわち、現在の北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’ないしその精神は、共産党・政府のイデオログ・経済学者の一部が考えるような計画経済・集団農場システムの時期における均等主義的分配の単なる‘残りかす’であり、したがって耕地の保有・所有形態の転換に関する諸政策・ドライブが発令され実施されさえすれば直ちに‘一掃しうる’ものである、というわけでは必ずしもない。

むしろ、それは、開発経済学の表現を踏襲すれば、経済開発の水準がなおかつ低く、各農家所帯の得る収穫・所得が——自然的・地勢的諸条件に左右される度合いが大きいという農業の特性のために——なおかつ大きく変動する、つまり農業生産活動における「リスク」がなおかつ高い、という同地域の「少なからぬ」ムラ・村に共有される‘実態’を反映して、こうしたムラ・村のレベルで、各農家所帯どうしがその収穫・所得の変動を分散し、これを平準化しうるよう、つまりそのリスクを最小化するよう機能している‘保険’の一種である、と形容しうるものである。

別の言い方をすれば、それは、経済開発の水準が低いがゆえに市場経済の発達水準もなおかつ低く、したがって上述のリスクに起因する「市場の失敗」もなおかつ多発しがちである、という同地域の「少なからぬ」ムラ・村の‘実態’を反映して、こうしたムラ・村のレベルにおける、上述の市場の失敗を補完するよう機能する‘制度・しくみ’の一つである、と評価しうるものである⁽³⁵⁾。

この点を、以下の仮説例に即して説明してみたい。

ある村落＝ムラ・村を考える。この村落には、河川が右岸に1本だけしかない、とする。

ここで、同村落がその耕地を村落内の所帯数に等しい少数の大きな地条に区分して——ここでは、各所帯の成員数は同数である、とする——、その一

一つを当該各所帯に配分する場合を考えよう。この場合、各所帯の農業生産活動、とくに河川に面する地条を配分された所帯のそれは、ある意味では、なるほど‘効率的’でありうる。なぜなら、各所帯は、たとえば、その大きな地条に農業機械を導入することが容易であることに加えて、とくに河川に面する地条を配分された所帯では、そこへの農業用水の導入も容易であるからである（この意味で、河川に面する地条を配分された所帯の地条は、肥沃度の高いそれである、と形容しうる）。そして、こうした状況こそが、論じてきた共産党・政府のイデオログ・経済学者の若干が想定する、北部における農業生産の多様化・その商業化を専門化・大規模化・機械化などの方向で遂行するべく、耕地の交換・集中ないし集中・集積を実現することのできた状況のひとつでもある。

しかし、以上のような耕地の配分を行えば、各所帯の農業生産活動は、他方では、各地条ごとの河川へのアクセスの便・不便つまり肥沃度の差異に起因する自然的・地勢的諸条件が互いに異なるために、リスクの高いそれとなる可能性もある。たとえば、河川から遠い地条を配分された所帯は、河川への水のアクセスが困難なために、得られる収穫・所得の変動が河川に面する地条を配分された所帯と比べて大きくなりうる。他方、大雨が降るなどの場合には、河川に近い地条を配分された所帯が得る収穫・所得自体の変動も大きくなりうる。河川が氾濫すれば、洪水を真っ先に被りうるのは、これらの所帯であるからである。

であるとすれば、こうしたリスクを分散し平準化する方法のひとつは、上述の意味では‘効率的’ではないかもしれないが、各所帯が大きく区分した地条の一つ一つをさらに細分化して多数の耕地細片とし、各地条に分散する耕地細片の一つ一つの集合体を‘均等に’配分すること、つまり‘均等主義’に徹することである。‘均等主義’に徹すれば、各所帯は、大雨が降る場合にも、保有し管理する耕地細片の若干＝収穫・所得の若干は失うかもしれないが、他の耕地細片の若干＝収穫・所得の若干をなおかつ確保できるかもしれないから、つまりそれぞれの‘利得’を高めることができるかもしれないか

らである。別の言い方をすれば、‘均等主義’は、各所帯がその収穫・所得の変動に関するリスクを最小化しうる‘保険’の一種として機能しうる。かくして、同村落の各所帯は、最低限の‘食’を保障される——‘均等主義’の根底にある精神を実現する——可能性が高まりうる。

この‘制度・しくみ’は、論じたように本仮設例の第2段落におけるような意味では‘効率的’でないかもしれないが、本仮設例自体が想定したような自然的・地勢的諸条件を多かれ少なかれ与件とするような北部の「少なからぬ」ムラ・村においては、各農家所帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するよう機能するという意味で‘効率的’であり、また‘合理的’である⁽³⁶⁾。

したがって、現在、耕地の交換・集中ないし集中・集積をさらに志向する共産党・政府にあっても、こうした（本節第1項(1)、同(2)のケースにもみられるような）北部の「少なからぬ」ムラ・村の実態を前に、経済開発の前提である「政治的社会的安定」の維持という自らの観点をも鑑みた際には、結局のところ、こうした実態——‘均等主義’ないしその精神の存続——をときとして容認し追認せざるをえない場合が少なくないのではなかろうか⁽³⁷⁾。事実、本節第1項(2)であげたハータイ省ダンフオン県のト氏の談は、この点をはっきりと示唆している、と言えよう⁽³⁸⁾。

第5節 ‘均等主義’の社会的・文化的評価

1. ‘均等主義’の源泉としての公田制度

ところで、現在の北部にみられる‘均等主義’ないしその精神が同地域の「少なからぬ」ムラ・村のレヴェルにおけるリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するよう機能する‘制度・しくみ’のひとつである、と評価しうるものであるならば、同地域のムラ・村には、元来、‘均等主義’な

いしその精神を受容し存続させる源泉が、原洋之介の表現に従えば、こうした「インフォーマルな」‘制度・しくみ’に帰結する、同地域の自然的・地勢的諸条件と密接に関連しつつ生成し発達した社会慣習・文化が存在するのではなかろうか⁽³⁹⁾。逆に言えば、こうした社会慣習・文化が存在してきたから、同地域のムラ・村では、‘均等主義’ないしその精神が受容され存続しているのではなかろうか。われわれは、次いで、この問題の考察へと進まなければならない。

こうした源泉ないし社会慣習・文化は、実際のところ多々存在するのであろうが、われわれは、そのひとつを、第3節第1項中の引用文の筆者も述べるように、恐らくは同地域の古来からの農業慣行に、直接には同地域で15世紀から17世紀に発達したとされる「公田制度」(che do cong dien:che do cong dien cong tho)に由来するそれに求めることができるかもしれない、と考える。

ベトナムの公田制度は、(五胡十六国の時代に北魏において開始され隋・唐において全土への適用が志向された)中国の「均田制度」に酷似した耕地の配分の方法である。

15世紀から17世紀に発達した同制度のもと、北部の耕地は、形式的には国家所有、つまり歴代ベトナム王朝の資産ではあったが、実質的にはムラ・村によって保有され管理された⁽⁴⁰⁾。この場合、耕地は、ムラ・村によって、第3節第1項にて略説したのとほぼ同様な方法に従って‘均等に’配分され、定期的に割替えられた。具体的には、当該村落の耕地は、たとえば、まず九つの大きな地条に区分され、うち一つが村落内の身寄りのない老人や孤児などの食糧を村落全体で生産することを時として目的とする一種の‘共有地’として確保された後、残る八つの地条の一つ一つがさらに細分化された多数の耕地細片とされて、その一つ一つの集合体が各所帯に‘均等に’配分され、定期的に割替えられたのである⁽⁴¹⁾。

ベトナム公認の歴史学は、一般に、北部では、近世から近代にかけて、公田制度が施行される一方で、耕地の私有化も‘急速に’進行した、と説明する。しかし、その‘私有化’された耕地は、一ベトナム語文献に従えば、ひ

とたび上級所有権＝保有権の帰属するムラ・村ないし政府が、たとえば村落内の貧困層を救済するなどの必要につきムラ・村ないし政府への償還ないし割替えを要請すれば、当該耕地を‘私有’する農民は、これを拒むことが困難であった、という性格のものでもあった⁽⁴²⁾。

公田制度は、19世紀半ばから1945年までのフランスによる植民地統治の時代にも根強く生き残った。たとえば、北部紅河デルタ下流地域のハーナム省、タイビン (Thai Binh) 省では、第二次世界大戦の時期には、それぞれ40%、33.3%の耕地が同制度に従ってなおかつ保有され管理されていた。また、ナムディン省のある村落では、同時期、同制度に従う耕地は、77.5%にも達した⁽⁴³⁾。重要なことは、北部農村全体では、同時期、同制度に従って保有され管理された耕地は、こうした統計に現れた数値よりも実際にはもっと多かったであろう、ということである⁽⁴⁴⁾。

周知のように、北部の公田制度は、ベトナムの公式見解では、1950年代半ばにバックボ地域とチュンボ北方地域 (Bac Trung Bo) とで実施された土地改革によって最終的に「廃止された」、とされる⁽⁴⁵⁾。しかし、これも一ベトナム語文献に従えば、チュンボ北方地域の各省では、ベトナム戦争が終結した1975年の時点でも、同制度に従って保有され管理される耕地がなおかつ存在し、その規模は当該各省の耕地面積全体の19%を占めていた⁽⁴⁶⁾。ベトナムにおいてドイモイが開始されたのは、それからわずか11年後の1986年のことである。

本章は、もちろん、以上のような変遷を経てきた公田制度が現在もそのままの形で北部に強力に残存している、と主張しているわけでは決してない。

しかし、同制度が以上のような変遷を経てきたものであるのならば、同制度に由来する農業慣行それ自体は、北部が計画経済・集団農場システムに従ったとされる1950年代半ばから1988年までの時期においても、農業生産活動のリスクが相対的に高い地域——ムラ・村内の耕地＝地条ごとの肥沃度つまり自然的・地勢的諸条件がなおかつ大きく異なる地域——では、一定の変容を被りつつも温存され、それが現在、同地域の各農家所帯が論じてきた‘均等

主義’ないしその精神を受容し存続させる源泉ないし社会慣習・文化のひとつとなっているのだ、と考えることは、それほど無理なことであるとは言えない。

ちなみに、こうした地域は、あえて言えば、大・中都市の近郊に位置しない地域、あるいは1950年代に建設されたバックフンハイ（Bac Hung Hai）に代表される近代的な水利灌漑網の恩恵を未だに享受しえない地域、たとえば紅河デルタの下流域などに散在しているもの、と推測される⁽⁴⁷⁾。

2. 集団化時代の再検討

本節第1項の公田制度あるいは‘均等主義’とその変遷に関する評価は、計画経済・集団農場システムの時期であったとされる1950年代の半ばから1988年までの時期に、同システムが北部を実際にはどの程度包含しえたのか、包含しきれなかったとすれば同地域は実際にはどのような状況にあったのか、という問題に触れておくことを要請している。この点については、以下のよう

に記しておきたい。

計画経済・集団農場システムが上述の時期に北部を完全には包含しきれなかった、という認識は、ドイモイ下の現在では、ベトナムの学者にあっても、すでに‘常識’となっているようにみえる。ただし、ベトナムの経済学者一般とその社会学者若干との間には、当時の北部の‘実態’を描写するに際して、以下のような見解上の相違も存在する。

(1) ベトナムの経済学者一般の見解——家族経営の強調——

まず、ベトナムの経済学者一般は、既述の10号決議に代表される、ドイモイ下の現在の共産党・政府の路線・政策などが描く家族経営に対するイメージから‘演繹’して、家族経営＝「個」は、それが元来農業の物的生産活動の主体であるかぎり、計画経済・集団農場システムの時期にも結局は‘消滅’しなかったのだ、と強調する。

この点を主張するに際して、彼らが掲げる‘例証’は、一般には、以下のようなものである。

第1に、1950年代半ば以降、ムラ・村の耕地のほとんどが集団農場の下に集団化され、この集団化された耕地の協同耕作を強いられた各組合員・組合員家族は、一方でムラ・村に集団化されずに残された若干の耕地を自留地として保有し利用することが許されたが、これら自留地における生産性のほうが集団化された耕地におけるそれよりもずっと高かったことは、家族経営が結局は消滅しなかったことを示すひとつの‘例証’である。

第2に、それ以上に、農業の物的生産活動の主体を従来の集団農場から家族経営へと転換するドライブは、周知のように既述の10号決議に先立つこと7年前の1981年に発令された共産党中央委員会書記局100号指示（第4期）によって先鞭が付けられていたが、集団農場の各組合員・組合員家族が実際にはそれ以前から自らが主体となった農業の物的生産活動の遂行をしばしば志向してやまなかったことは、家族経営が消滅しなかったことを示す、いまひとつの‘例証’である。1960年代半ばから後半にヴィンフー（Vinh Phu）省（当時：現在はヴィンフック〈Vinh Phuc〉省とフート〈Phu Tho〉省）などで試みられた家族請負（khoan ho）は、結局は当時の共産党中央が受け入れるに至らなかったとはいえ、その象徴であった⁽⁴⁸⁾。

したがって、これらの経済学者一般は、以上を‘根拠’に、家族経営が農業の物的生産活動の主体として認知されたドイモイ下の現在、これら家族経営は、必ずや農村の市場経済化——ここでは耕地の交換・集中ないし集中・集積——の‘急速な’実現を担っていけるし、いくべきであるが、これが不首尾であってきたとすれば、それは、第3節第3項でも触れたように、かつての計画経済・集団農場システムの‘残りかす’が依然として存在しているからであり、現在の北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’こそは、その最たる表現のひとつである、と考えるのである。

(2) ベトナムの社会学者若干の評価——ムラ・村の注視——

これに対して、ベトナムの社会学者の若干が注視するのは、計画経済・集団農場システムの時期にあっても‘消滅’しなかったのは、家族経営もさることながら、むしろムラ＝自然村＝「集団」である、という点である。

この場合、彼らが掲げる‘例証’は、ほとんどが以下のようなものである。

すなわち、第1に、当初はムラを単位に形成を開始した集団農場＝「初級農業生産協同組合」(hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap)は、1965年代以降から1970年代後半にその規模を村＝行政村・複数の行政村の規模に拡大することが試みられた「高級農業生産協同組合」(hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao)の時期には効率性を著しく低下させたが(第2節第1項を参照)、これは、ムラが農業の物的生産活動に元来欠くべからざる役割を果たしてきたことのひとつの‘例証’である。それが証拠に、高級農業生産協同組合＝(複数の)行政村の時期にあっても、農業の物的生産活動の単位＝経済主体は、実際には、かつての初級農業生産協同組合＝ムラを基礎に設立された「生産隊」(doi san xuat:ムラ・レベルにおける組合員・組合員農家の集合)であったし、そこでは、従来のムラの代表者である村長(thon truong)などが大きな役割を果たす場合も少なくはなかった。

公正のために、これもベトナムの社会学者の若干がときとして掲げるいまひとつの‘例証’を示せば、第2に、こうした生産隊＝ムラでは、その伝統的な‘社会慣習・文化’に関する活動も、その奨励がはばかれた当時の時代状況という制約があったにせよ、極力温存されるよう努められた、というのがそれに相当しようか⁽⁴⁹⁾。

したがって、これら社会学者の若干の目に映る、現在の北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’は、誤解を恐れずに言えば、かつては(複数の)行政村の規模への拡大が試みられた集団農場がドイモイの開始以来ムラ・レベルのそれへと‘回帰’しつつあるのと同様に、ムラ＝自然村が公然と‘復興’し‘再生’してきたことの一表現なのである。

興味深いことは、これら社会学者の若干のなかには、‘均等主義’の‘復興’・‘再生’をもって既述の公田制度それ自体の‘復興’・‘再生’と見なす学者もあることである。すなわち、「意識してそうしたのか否かはともかく、今日、〔北部の—引用者〕耕地は、……耕地〔面積—引用者〕だけでなくその質についても、……1936年にグルー（Gourou）が考察したのと同様に、細分化されたそれが、分散して均等に配分されているのだ」⁽⁵⁰⁾。

3. 社会慣習・文化としての‘均等主義’

以上のようなベトナムの経済学者一般と若干の社会学者との間の見解上の相違には、もちろん経済学、社会学それぞれの‘学風’における相違もある程度反映していよう。それは、経済主体としての「個」＝家族経営の役割を強調する経済学と社会の単位としての「集団」＝ムラ・村の意義を注視する社会学との間の相違である、と言ってもよい。

それはともかく、双方の見解のどちらが計画経済・集団農場システムの時期におけるベトナムの農村地域、とくに北部のその描写として適合的であるのかに関する最終的な判断は、今後の具体的な調査を待たなければなるまい。双方の見解とも、なおかつ‘主張’にとどまっているような部分が少なくないからである。ただ、こう述べたうえで、現在の北部にみられる‘均等主義’の性格に関する両者の間の相違について私見を記すことが許されるのであれば、それは、以下のようなだろうか。

すなわち、北部に支配的な水稲耕作は、確かに「個」＝家族経営のレベルで行われるものであるとはいえ、第1に、ベトナムの一経済学者がそのケース・スタディで明らかにしているように、これら家族経営＝農家所帯のなかには、農村の市場経済化が志向される現在も、「企業」(enterprise)のほかに「家計」(household)としての側面をも維持する、したがって市場機会に直ちに反応して利潤を最大化するという経済主体には至っていないそれが少なからず存在すること⁽⁵¹⁾、第2に、日本の一農業経済学者がその著作で論じてい

るように、水稲耕作一般は、それが遂行される地域ではどこでも、通常は、ムラ・村の規制から全く自由であるわけではないこと⁽⁵²⁾、これらのことは、‘均等主義’が公田制度それ自体の‘復興’・‘再生’である、とまで言い切ることはできないかもしれないにしても、少なくとも、この‘均等主義’の性格に関するベトナムの社会学者の若干における見解を全く無視するわけにはいかない、ということを支持している、と言えるのではなからうか。本節第1項の冒頭の表現をリアレンジして言えば、少なくとも、現在の北部にみられる‘均等主義’ないしその精神は、その源泉のひとつを、恐らくはその自然的・地勢的諸条件と密接に関連しつつ生成し発達した社会慣習・文化のひとつである同地域の古来からの農業慣行に、直接には公田制度に由来するそれに求めることができるかもしれない、と言えるのではなからうか⁽⁵³⁾。

本節第1項に記したように、北部のムラ・村に典型的であった公田制度には、近代以前から、耕地を配分する際に身寄りのない老人や孤児たちの食糧を生産する‘共有地’を予め確保したり、貧困層の救済に必要とあらば他の農家所帯の‘私有地’の償還ないし割替えをもってこれに充てたりするといった、各農家所帯に「最低限の‘食’を」社会的弱者のそれをも含めて「保障する」各種の‘しくみ’(institution)がビルト・イン(built-in)されていた。こうした一種の‘相互扶助’・社会規範の精神が現在の北部にも‘均等主義’・その根底にある精神としてなおかつ存続しているのだとするならば⁽⁵⁴⁾、第3節第2項で触れた、荒地・未開墾地を入札に充てるのではなく前線からいずれ復員する兵士のために確保しておいた、というバックボ・チュンボ4省の例、また第4節第1項②に記した、革命功労者所帯を含む社会保障政策被適用所帯などに対して最も肥沃度の高い地条を優先的に配分する、というハータイ省ダンフオン県の例にみられるような現象が生じうるのは、きわめて自然であろうと考える。

こうした慣習経済的色彩がなおかつ強い社会では、人口増加自体がまた‘保険’の一種として、つまりリスクを最小化する‘制度・しくみ’のひとつとして機能しうる。周知のように、子沢山は、各農家所帯の農繁期における人

手不足を緩和するであろうし、同所帯家長らの高齢化の暁には年金・養老保険を代替するであろうからである。したがって、第3節第1項中の引用にみられた、北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’が同農村のさらなる人口増加に直結したという現象も、それはそれでまた、きわめて自然なことなのである⁽⁵⁵⁾。

第6節 結論——安定した社会における市場経済化を伴う経済開発の諸方策——

現在の北部にみられるムラ・村のような社会、すなわち各農家所帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するよう機能する‘制度・しくみ’をムラ・村のレベルで保有し維持している社会は、ある意味では、‘安定的’である⁽⁵⁶⁾。したがって、同地域の農業改革＝農村の市場経済化の過程で、耕地の交換・集中ないし集中・集積、あるいは耕地の利用権に関する保有・所有形態の転換を志向する諸方策——「生産諸関係」の変革を意図する諸方策——だけが性急に実施されたとしても、それが当該リスクの最小化・市場の失敗の補完に直接に結びつかない場合には、当該社会は、これを容易に受容するものではなからう。

1. リスクの最小化・市場の失敗の補完に関する諸方策の遂行

したがって、重要なことは、同地域の農業改革＝農村の市場経済化をいっそう進展させるに際し、ベトナム当局＝「政府」は、「生産諸関係」の変革を意図する諸方策だけでなく、各農家所帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足る諸政策——「生産諸力」の向上をも含めた諸政策——をも同時並行的に、かつ包括的に実施していくことである。

とりわけ重要なことのひとつは、同過程では、既述の農村産業の復興ないし育成・発達を通じた雇用の創出を与件とすれば（第2節第3項を参照）、経済インフラ全般、とりわけ水利灌漑網をインテンシヴに整備し拡充していくことである。別の言い方をすれば、それは、緑の革命の適用を（農村の生態環境の保全にも十分に留意しつつ）拡大し強化していくことである、と言ってもよい。

いま一度繰り返せば、北部において‘均等主義’・その精神が継続する理由のひとつは、それに従うムラ・村の耕地＝地条ごとの自然的・地勢的諸条件が、たとえば水へのアクセスなどについてなおかつ異なるから、つまり各農家所帯の収穫・所得の変動に関するリスクがなおかつ高いであろうからである。別の言い方をすれば、それが当該リスクを最小化し各農家所帯に最低限の‘食’を保障する‘保険’の一種として機能しているだろうからである（第4節第3項を参照）。この場合、こうしたムラ・村の耕地＝地条に関する自然的・地勢的諸条件の差異とそれに起因するリスクが水利灌漑に関する差異とそれに起因するリスクのみであるときには、たとえば、それぞれの地条の四方に水利灌漑網を縦横に張り巡らし、これを完備すれば、当該各地条の自然的・地勢的諸条件はいずれも等しくなる、つまり当該リスクは最小化される。別の言い方をすれば、こうしたタイプの水利灌漑網の整備・拡充は、‘均等主義’ないしその精神が保持する‘保険’の機能を、部分的にとはいえ、代替することになる。共産党・政府のイデオログ・経済学者の若干が展望する耕地の交換・集中ないし集中・集積の‘急速な’進展、つまり‘均等主義’の打破は、このような諸方策が同時に遂行されて初めて実現していくことになる。

この点を、現場の農村は、熟知しているように見える。第4節第2項(2)に記したハータイ省ダンフオン県のケースに即して言えば、既述のホアン氏は、実は、次のように述べていた。すなわち、耕地の交換・集中を志向するドライブをいっそう徹底させ各農家所帯が最終的には一つの大きな地条のみを保有し管理する状況へと至るためには、肥沃度になおかつ差があるために農家

所帯の若干も劣等地を配分されることを潔しとしないという（氏も認めた）‘均等主義’へと至る耕地＝地条の現状を打破するべく、水利灌溉網を、まさに上述の段落に記したような「それぞれの地条の四方」に「縦横に張り巡らし」その肥沃度に関する差異を解消するような方向で「いっそう整備し拡充していく」ことが必要であり、これを「部分的にはすでに実施中である」と⁽⁵⁷⁾。

ところで、各農家所帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足る諸政策は、上述の水利灌溉網に代表される経済インフラ全般のインテンシブな整備・拡充のみにとどまるものではない。教育・訓練一般の拡大、人口抑制・家族計画化の強化、健康・栄養、住居その他の社会・福祉関連サービス一般の改善など、社会インフラ一般においても、それが当該リスクの最小化・同リスクに起因する市場の失敗の補完に寄与する方策であるならば、同様に、いっそう整備し拡充される必要がある⁽⁵⁸⁾。とりわけ社会保険一般、とくに年金・養老保険のインテンシブな整備・拡充は、それらが‘保険’の一種として機能している「インフォーマルな’制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその精神を「フォーマルな」制度群として直接に代替していくものであるだけに、きわめて緊要だ、と言えるであろう⁽⁵⁹⁾。

もちろん、ベトナム共産党・政府は、実際には、こうした経済インフラ全般、また社会インフラ一般の整備・拡充、別の言い方をすれば「生産諸力」の向上を、常々、耕地の保有・所有形態の転換、つまり「生産諸関係」の変革と同時並行的に、しかも包括的に遂行するよう努めてはいる。しかし、現在の北部にみられる耕地の配分のあり方＝‘均等主義’を否定的に評価する共産党・政府のイデオログ・学者の若干が同問題を論じるに際しては、本章が指摘したように、耕地の保有・所有形態の転換の‘必然性’ばかりを——それが経済開発一般の要件のひとつを表現していることは間違いがないにしても——強調する嫌いがことさらに強い⁽⁶⁰⁾。本章は、ここにこそ、ドイモイ以前の経済開発はもとよりドイモイ下の現在のそれをもなおかつ部分的に規定する、統制経済の開発モデルにおける特殊ベトナム的表現のひとつである

‘マルクス・レーニン主義’的な認識の継続、すなわち「経済開発は‘急速な’過程であるべきであり、その遂行に際しては、経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換こそが、しかも、その意識的な遂行こそが、決定的に重要である」と形容しうる認識の継続と、それがドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化をときとして不首尾にしている場合のあることをみるのである（第1節第2項を参照）。

2. ‘均等主義’の活用とその欠陥の克服

(1) ‘均等主義’の活用

ところで、いまひとつ重要なことは、現在の北部における農業改革＝農村の市場経済化の過程が同地域の経済開発と並行する長期に及ぶ過程であり、したがって各農家所帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足る諸方策をベトナム共産党・政府＝「政府」が‘包括的に’遂行する過程も長期に及ぶ過程であることを認めるならば——こう認めることは‘正しい’と考えるのであるが——、共産党・政府にとっては、同過程において、現在の北部にみられる、リスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するよう機能する‘制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその精神を、性急に‘廃止’してしまうのではなく、ある期間、ある程度、意識的に、かつ積極的に活用していくこともまた、大切であろうことである⁽⁶¹⁾。

元来が‘相互扶助’と同義でもありうる・この‘制度・しくみ’は（第5節第3項を参照）、ドイモイの現在に至るまで、北部のムラ・村が、「政府」の開発予算に制約があるなか、水利灌漑網、電力、また農道といった各種の経済インフラを整備し拡充するに際して、しばしば、これを自力で解決する強力な拠りどころであってただけではない。保育所、学校、さらには医療施設といった各種の社会インフラを整備し拡充するに際しても同様に機能してきたことは、周知の事実である。

現在の北部における市場経済化を伴う経済開発の過程が長期に及ぶ過程であり、同過程では、「政府」が（開発予算上の制約ゆえに）その役割を強力に発揮することの困難な場合が今後とも少なくはなからう。このことを鑑みると、上述の市場の失敗だけでなく、こうした経済・社会インフラの整備・拡充に関する「政府の失敗」をも補完する・この‘制度・しくみ’の活用を必要とするムラ・村は、北部、とりわけその後進地域にはなおかつ少なくないのではなからうか⁽⁶²⁾。

ハータイ省ダンフオン県のケースにいま一度敷衍すれば、本節第1項に記したように、同県では水利灌漑網また道路網を「それぞれの地条の四方」に「縦横に張り巡らす」、つまり各農家所帯の収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完するに足るドライブを「部分的にはすでに実施中である」が、この場合、整備・拡充すべき水利灌漑網また道路網は、先のホアン氏によれば、(1)県がこれを率先して建設する場合のほか、(2)各農家所帯が自前で建設する場合の2通りがある。そして同氏によれば、後者は、さらに、(1)各農家所帯が資金を拠出しあって水利建設会社、道路建設会社などを雇って建設する場合と、(2)各農家所帯が自らの労働力を割いて自前で建設する場合の二つがあるが⁽⁶³⁾、この後者の二つこそ、まさに当該県の共産党・地方自治体＝「政府」がその開発予算に制約のあるなか、各農家所帯間の‘相互扶助’、つまり‘均等主義’・その精神を‘意識的に、かつ積極的に’活用している典型例のひとつである、と言えよう。

(2) ‘共同体’の失敗の最小化

ただし、この‘均等主義’ないしその根底にある精神——速水祐次郎に従えば「協調行動」(cooperative activities)ないし「共同体的信頼関係」⁽⁶⁴⁾——を活用していくに際しては、他方で、それが‘制度・しくみ’のひとつである以上、「市場」・「政府」と同様にときとして避けることのできない‘失敗’、いわゆる‘共同体の失敗’⁽⁶⁵⁾に留意し、これを‘最小化’する措置を同時に講じていくこともまた、重要である。

‘共同体’としての北部のムラ・村は、「皇帝の法もムラの掟にゃ負ける」(phep vua thua le lang) と称されるように、元来が非常に閉鎖的であるだけでなく、論じてきた同地域の‘制度・しくみ’がムラ・村のある成員をプリンシパル (principal) とし他の成員をエージェント (agent) とする「プリンシパル・エージェント関係」(principal-agent relationship) でもありエージェント・プリンシパル間に「情報の非対称性」が存在するときには、いわゆる「モラル・ハザード」(moral hazard) も、したがって各種の「否定的現象」(hien tuong tieu cuc) つまり非効率も、しばしば生じがちだからである。

たとえば——筆者が別稿で記したケースであるが——、ある農家所帯が購入事業、たとえば農業用資材の購入をそのムラ・村の指導スタッフに委託する場合、同指導スタッフが、当該農家所帯の無知をよいことに、購入した農業用資材を同農家所帯に高値で売りつけてしまう、といった現象⁽⁶⁶⁾。また——意味的には同様な現象であるがベトナム語文献でも近年しばしば指摘されるケースとして——、たとえば、上述のハータイ省ダンフオン県よろしく、各農家所帯が資金を拠出しあってそのムラ・村に経済・社会インフラを建設する場合、その集金を委託された同ムラ・村の指導スタッフが、やはり当該農家所帯の無知をよいことに、必要以上の資金の拠出を同農家所帯に求め、当該インフラが完成しその支払いを済ませた後に残金を横領してしまう、といった現象⁽⁶⁷⁾。さらに——農家所帯が‘悪玉’であるケースもあげれば——、ある農家所帯が、農業開発の必要につき、そのムラ・村が共同購入した資本財を借りる場合、借りた当の農家所帯が、ここでは共同購入した当該資本財の帰属の確定が困難であることをよいことに、これを期限がすぎても返済せずに、そのまま‘自分のもの’として着服してしまう、といった現象⁽⁶⁸⁾、などなど。

列挙すればきりのない、北部のムラ・村に他方でみられる——若干の論者が論じてきた1997年に起こった例のタイビン省のケース⁽⁶⁹⁾はその典型、とくに上述の第2のケースの典型であると言えようが——こうした「否定的現象」、つまり‘共同体の失敗’を‘最小化’するためには、ムラ・村のレヴェルで

その成員の社会規範を向上させるような何らかの措置がとられることが緊要であり⁽⁷⁰⁾、それはまた、論じてきた‘制度・しくみ’ = ‘共同体’を北部において「ある期間、ある程度、意識的に、かつ積極的に」活用する際の必要条件のひとつでもある。ちなみに、現在ベトナムが推進する「基礎レベルにおける民主主義の実現」(thuc hien dan chu o co so)に関するドライブは、この視点から分析され検討される必要があろう。

おわりに

この「おわりに」では、前節第2項の結論を補足するべく、以下の2点に触れておきたい。

1. 北部農村と日本農村の相違

前節第2項に記した、北部・紅河デルタ地域の市場経済化ないし市場経済化を伴う経済開発の過程では、‘均等主義’ないしその精神を、その‘失敗’の最小化に努めつつ、ある期間、ある程度、意識的に、かつ積極的に活用することもまた大切であろう、との評価は、直ちに理解されるように、明治以来の日本における経済開発の経験をベトナムの経済開発に適用することの可能性如何という問題を念頭においている。

周知のように、明治以来の日本における経済開発 = 産業化の過程では、農村の伝統的な経済社会構造ないし各種の‘制度・しくみ’は、その政治的社会的安定の維持の観点から極力温存され、産業化を下から支える役割を担った⁽⁷¹⁾。ベトナムの北部にみられる‘均等主義’ないしその精神を本章で論じたような‘制度・しくみ’のひとつであるとして大過がないのであれば、それは、上述の日本農村における各種のそれと比較し検討することによって、たとえば、それを「意識的に、かつ積極的に」活用する「ある期間、ある程

度」とはどのくらいの「期間」であり、どのくらいの「程度」なのか、さらに具体的に確定されていく必要もあろう。

他方、これにより、北部の‘制度・しくみ’と日本農村のそれとの間にある程度の類似性を指摘しえたとしても、その類似性は、あくまでもムラ・村のレベルにおけるそれにすぎない。一説には、日本の産業化の過程では、後にムラ・村さらにはクニ・国へと展開していったイエ・家のレベルにおける‘制度・しくみ’、つまり‘イエ社会’ないし‘大家族・同族集団’が果たした役割こそが重要だったのであるから⁽⁷²⁾、ひとたび北部の‘制度・しくみ’と日本のそれとを比較し検討するとするならば、それは、こうしたイエ・家のレベルにおけるその比較・検討にまで進まなければならないであろう。

ただし、予感的に記すことが許されるのであれば、ムラ＝自然村における社会慣習・文化を現在に至るまで強固に存続させてきた結果でありうる、ベトナムの北部にみられる‘均等主義’ないしその精神は、これを「村切り」などによって明治以前にある程度変容させていた、つまり開発行政の受け皿を明治以前にある程度形成していた日本農村のそれ⁽⁷³⁾と比べた場合、ベトナム共産党・政府＝「政府」による・その経済開発過程への活用が日本ほどには簡単でないかもしれない。

他方、ベトナムの北部のイエ・家は中国的な‘血縁社会’（ないし東南アジア的な‘ネットワーク社会’のいずれか、あるいはその混合）であるとするれば、そこにおける‘制度・しくみ’も日本のイエ社会＝大家族・同族集団におけるそれほどには有効に機能しないかもしれない。ベトナム人・ベトナム社会は、これも一説には、「迷信的」(hay de y den so manh)であるのはともかく、中国人・中国社会におけるがごとく「人間関係」(relationship: connection)を重んずる一方、「他人・集団以上に自分・家族に頼りがち」(cuc bo)である、と言われる⁽⁷⁴⁾。であるとするれば、本章が論じた北部における‘制度・しくみ’＝ムラ・村レベルの‘共同体’が「意識的に、かつ積極的に」活用されるべき「ある期間、ある程度」のうちの「ある程度」は、日本における「ある

程度」と比べて、かなり割り引かれてしまうかもしれない。

2. ‘均等主義’ とグローバリゼーション・地域経済統合

北部にみられる‘均等主義’ないしその精神の活用の可能性如何という問題については、本節第1項で触れたような稿を改めてしかるべき問題とは別途に、経済面のドイモイ、その重要な一部である農業改革＝農村の市場経済化を推進するベトナムのおかれている現在の国際的な状況をも勘案しておくことが必要でもあり、また公正でもあろう。前節第2項の結論は、いわば‘閉鎖経済’的な枠組みのなかで論じてきた‘制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその精神を活用しうる可能性をあくまでも定性的に素描したものにすぎないからである。

1986年以來のドイモイ＝市場経済化を伴う経済開発の推進とともに、ベトナム全体、またその農村地域には、現代世界のグローバリゼーションのなかで、これも市場経済化を伴う経済開発を推進する——より具体的には世界自由貿易体制、つまり世界貿易機関（WTO）体制への参画、またその里程標としての地域経済統合、たとえば東南アジア自由貿易地域（AFTA）への参画の一環として対外経済開放政策を推進する——近隣開発途上諸国の財・サービス一般が、農業分野に限れば農業用生産資材・農産生産物が、大量に流入するようになった。こうした資材・農産物のなかには、それが高品質かつ廉価であるために、ベトナムが競争に打ち勝つのが困難であるものも少なくない。本章が焦点を合わせた北部に限っても、同地域と国境を接する中国南部地域からの高品質かつ廉価な資材＝高収量品種・化学肥料などの、また農産物＝野菜・畜産物等の流入などは、ことに顕著である。

こうした状況に対処し国際競争に打ち勝つことこそが上述のグローバリゼーションのなかで市場経済化を伴う経済開発＝国民経済の形成・発達——ベトナム共産党が多用する表現に従えば「独立・自主の経済」（*nen kinh te doc lap, tu chu*）の建設——を推進するベトナムにとって最重要課題のひとつとし

て認識されているのだとすれば（第2節第3項を参照）、北部は、確かに耕地の交換・集中ないし集中・集積をさらに遂行し、農業生産の多様化・その商業化をインテンシヴに推進し、農業の生産性をいっそう向上させて、国際競争力のある農産物を‘急速に’育成・発達させる、という方向で進まざるをえないのかもしれない⁽⁷⁵⁾。本章が、ベトナム共産党・政府のイデオログ・経済学者の若干による主張・提言のなかになおかつ残存する‘マルクス・レーニン主義’的な認識——「経済開発は‘急速な’過程であるべきであり、その遂行に際しては、経済制度、とくに経済主体に関わる所有形態の‘急速な’転換こそが、しかも、その意識的な遂行こそが、決定的に重要である」と形容しうる認識——を、恐らくはその大半が「民族主義」に帰されるであろう、開発途上国一般が脱却を模索する統制経済的開発モデルにおける特殊ベトナム的表現のひとつである、と記したゆえんである（第1節第1, 2項を参照）。

いずれにせよ、論じてきた北部・紅河デルタ地域にみられる‘制度・しくみ’のひとつである‘均等主義’ないしその根底にある精神の、‘失敗’の最小化を伴う、「ある期間、ある程度」の「意識的」かつ「積極的」な活用は、それが必要であり可能であるとしても、以上のような状況のなかで遂行されなければならないのであり、その具体的な活用の「程度」如何は、現在、こうした状況のなかの「ある期間」によって大きく規定されてもいるのだということを、ここに付け加えておくべきであろう。

〔注〕

- (1) 本章は、地域研究に分類される一論であると考え。ただし、本章の叙述に際しては、近年開発経済学に応用されることの著しい「新制度派」(New Institutional School) 的な方法論の初歩的な部分を援用した。
- (2) 本節第1, 2項の叙述のトルソーは、竹内郁雄「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合試論」(白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』日本貿易振興会アジア経済研究所, 1999年) 272~275ページを参照されたい。
- (3) こうした理解については、たとえば、速水祐次郎『新版 開発経済学』創文社, 2000年, 42, 246~249ページ, 原洋之介『開発経済論 第2版』岩波書店, 2002

- 年、12～13ページなどを参照。なお、ドイモイ以前のベトナムも志向した旧ソ連型の社会主義経済モデル一般が‘開発モデル’の一類型であることを早い時期に指摘したのは、アレック・ノーヴ(A. Nove)であると思う(A・ノーヴ〈公文俊平訳〉『ソ連経済』日本評論社、1967年、402ページ)。
- (4) この点に関連して、竹内郁雄「ベトナム経済の現状と展望」(『世界週報』第82巻第21号、2001年6月5日)32ページ、同「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」285～286ページを参照。
 - (5) 古田元夫「ベトナム共産党第6回大会の歴史的 position」(三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係一対決と対話一』日本国際問題研究所、1988年)19～21ページ。
 - (6) ベトナム共産党宣伝部中央教宣委員会編(竹内郁雄訳)『ベトナムの社会主義経済学』アジア経済研究所、1989年、612～613ページ(「訳者あとがき」の部分)。
 - (7) こうした理解については、たとえば、大野健一「普遍主義のパラダイムをこえて—非欧米文化の市場経済化—」(『岩波講座 開発と文化 7 人類の未来と開発』岩波書店、1998年)26～27ページ、中兼和津次『シリーズ現代中国経済 1 経済発展と体制移行』名古屋大学出版会、2002年、7～11ページなどを参照。
 - (8) 財団法人矢野恒太記念会編集『世界国勢図絵2004/05年版』財団法人矢野恒太記念会、2004年、133ページ。
 - (9) 以下の本節第1、2項の叙述については、竹内「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」250～255ページを参照。
 - (10) たとえば、渡辺利夫・加藤弘之・白砂堤津郎・文大宇『図説中国経済 第2版』日本評論社、1999年、35～36ページを参照。
 - (11) その後1990年代末までの農業協同組合運動の転換については、竹内「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」の全体を参照。
 - (12) 以下の本節の叙述は、部分的には、村野勉「ベトナム農業の刷新—成果と課題—」(竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所、1996年)70ページの叙述を踏襲している。
 - (13) とくに紅河デルタ地域では、農家所帯が稲作、畜産、場合によっては養殖を自給自足的な枠組みのなかで‘改善する’だけ、というレベルにとどまっている場合も少なくない。
 - (14) 耕地の集中・集積を長らく試験的に実施してきた例として、ハータイ省のそれをあげることができる。なお、第4節第1項(2)も参照。
 - (15) より正確には、「1981年に発令された(最終)生産物請負制の適用・拡大を指示した共産党中央委員会書記局100号指示(第4期:「100号指示」)以来」とするべきかもしれない。注③、また第5節第1項を参照。
 - (16) この点に関連して、後の第4節第1項(2)も参照。

- (17) Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia & Truong Dai Hoc British Columbia, Canada (Pham Xuan Nam (Chu bien)), *Phat Trien Nong Thon - Rural Development*, Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, 1997, p.117. 同文献によれば、1989年から1994年の間に農家個数は157万戸、つまり毎年31万4000戸増加した。
- (18) いわば、日本の農村にも普遍的な「零細分散錯圃」である。
- (19) たとえば、厳善平『シリーズ現代中国経済2 農民国家の課題』名古屋大学出版会、2002年、53ページ。
- (20) 同上書、52～55ページ、また河原昌一郎『詳解 中国の農業と農村—歴史・現状・変化の胎動—』農山漁村文化協会、1999年、47～51ページを参照。
- (21) National Center for Social and Human Sciences, Institute of Economics (edited by Vu Tuan Anh), *Vietnam's Economic Reform: Results and Problems*, Hanoi: Social Science Publishing House, 1994, pp. 150-153.
- (22) *Ibid.*, p.117.
- (23) 彼らが(後にみるように、実態との間にギャップが存在する) こうした‘認識’を共有してきた一因としては、既述の10号決議自体が、100号指示の発令以来すでに‘均等主義’的であったろう、北部にみられる耕地の配分のあり方を「克服する」よう主張していたことがあろう。Nghi Quyet So 10-NQ/TW, Ngay 5- 4-1988 cua Bo Chinh Tri ve doi moi quan ly nong nghiep in Dang Cong San Viet Nam, *Mot So Van Kien cua Dang ve Phat Trien Nong Nghiep*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1993, p.67を参照。
- (24) 主要な文献として、第1に、Chu Van Lam, Nguyen Thai Nguyen, Phung Huu Phu, Tran Quoc Toan, Dang Tho Xuong, *Hop Tac Hoa Nong Nghiep Viet Nam - Lich Su - Van De - Trien Vong*, Hanoi: Nha Xuat Ban Su That, 1992, pp.90-91, 171-175, 第2に、Hoi Khoa Hoc Kinh Te Viet Nam Ban Dao Tao va Pho Bien Kien Thuc, Tai Lieu Tap Huan Phat Trien Nong Nghiep va Nong Thon theo Huong Cong Nghiep Hoa, Hien Dai Hoa Tap II, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1998, pp.186-187, 190, 第3に、Truong Dai Hoc Kinh Te Quoc Dan (Le Dinh Thang (Chu bien)), *Chinh Sach Phat Trien Nong Nghiep va Nong Thon sau Nghi Quyet 10 cua Bo Chinh Tri (Sach Tham Khao)*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2000, pp.156-157をあげておきたい。
- (25) *Thoi Bao Kinh Te Viet Nam*, Dec. 2, 2002.
- (26) たとえば、*Bao Nong Nghiep Viet Nam*, *Bao Nong Thon Ngay Nay*それぞれの2003～2004年分を参照のこと。
- (27) 2002年1月7日。
- (28) 本項本段落以下の叙述は、いずれも筆者が2002年1月7日に「Qムラ」で実施した現地調査、および筆者を接待した同ムラ共産党担当者の談に基づいてい

る。ただし、同ムラ＝自然村および共産党担当者の実名をあげることは、同ムラ・同氏に何らかの迷惑が及ぶ可能性に鑑み、ここでは差し控えたい。

- ②9 筆者が2002年1月7日に「Qムラ」で実施した、数名の農家所帯からの聞き取り調査による。
- ③0 2003年9月12日。
- ③1 ハータイ省ダンフオン県人民委員会官房長グエン・ヒュー・ホアン (Nguyen Huu Hoang) 氏の談 (2003年9月12日：於同県人民委員会)。
- ③2 ハータイ省ダンフオン県フオンディン村人民委員会副主席フオン・ヴァン・ト (Phuong Van Tho) 氏の談 (2003年9月12日：於同村人民委員会)。
- ③3 ハータイ省ダンフオン県人民委員会官房長グエン・ヒュー・ホアン氏の談 (2003年9月12日：於同県人民委員会)。
- ③4 ハータイ省ダンフオン県フオンディン村人民委員会副主席フオン・ヴァン・ト氏の談 (2003年9月12日：於同村人民委員会)。
- ③5 以上の叙述は、より正確には、ムラ・村という半ば閉鎖的な「集団」のなかに(不確実性・リスクを一因とする)情報の不完全性が存在するとき、戦略的補完性下にある農民＝各農家所帯は、市場の失敗を回避するべく、非協力ゲームにおけるナッシュ均衡の解のひとつである協調行動を自発的に実現していく場合があり、論じている‘均等主義’ないしその精神は、まさにこの協調行動のひとつなのだ、と言うべきであろう。この点に関連して、ジェトロ・アジア経済研究所 朽木昭文・野上裕生・山形辰史『テキストブック開発経済学 [新版]』有斐閣、2004年、113～114ページ；速水『新版 開発経済学』284～290ページ；原『開発経済論 第2版』56～58ページなどを参照。ちなみに、「個」としての農民が元来リスクの最小化に努める‘経済主体’であることについては、トダロが説明している(マイケル・P・トダロ〈岡田靖夫監訳/OCDI開発経済研究会訳〉『M・トダロの開発経済学』国際協力出版会、1997年、386～391ページ)。
- ③6 たとえば、絵所秀紀『開発の政治経済学』日本評論社、1997年、第4章第1節を参照。
- ③7 こうした、共産党・政府が‘実態’をときとして容認し追認せざるをえない場合が少なくないという状況は、ドイモイ下の農業協同経営・協同組合の刷新においても同様である。竹内「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」275ページを参照。
- ③8 なお、同県が実施する耕地の交換・集積に関するドライブの過程には、次のような興味深い現象もみられる。すなわち、ホアン氏によれば、同県と同ドライブにおける最後進村2村のうちの1村では、同村がハノイ市に接するために、ハノイ市の工業化の進展に伴い、同市の非農業活動に職を求める所帯が増え始めているが、これら‘脱農’所帯は、その‘耕地’を他の農家所帯に譲り渡し

てこれら他の農家所帯における耕地の集中・集積＝「農業生産の多様化・機械化」などに寄与しているというわけでは決してなく、その‘耕地’＝多数の小さな耕地細片を依然として保持したまま‘脱農’を図りつつあるのが実情である、という現象である。この現象は、1960年の農業基本法の発令以降に日本農村がたどった状況——大規模農家の育成の失敗と兼業農家の増加という状況——を彷彿とさせる。ちなみに、農業における生産責任制を推進してきた改革・開放下の中国農村における耕地の状況自体も、ほぼ同様である。すなわち「大規模農場を経営するには土地の集中が必要であるが、……他人に貸すことさえ嫌がる農民が多いなど、解決すべき課題が残っている」（興梠一郎『現代中国 グローバル化のなかで』岩波書店、2002年、21ページ）。

- (39) 原『開発経済論 第2版』61～63ページを参照。
- (40) たとえばTo Duy Hop - Luong Hong Quang, *Phat Trien Cong Dong - Ly Thuyet & Van Dung*, Hanoi: Nha Xuat Ban Van Hoa - Thong Tin, 2000, p.91などを参照。公田制度下の耕地の保有・所有形態のこうしたあり方は、所有権なるものをどう定義するか、という問題と密接に関連している。この点については、とりあえず、合田壽編『現代社会人類学』弘文堂、1989年、41～47ページを参照。
- (41) この点は、植民地時代に実施されたオリイ（Ory）の調査によって有名である。とりあえず、菊池一雅『ベトナムの農民 改訂増補』古今書院、1966年、57～58ページを参照。
- (42) Nguyen Dong Chi, “Vai Nhan Xet Nho ve So Huu Ruong Dat cua Lang Xa o Viet Nam truoc Cach Mang,” in Uy Ban Khoa Hoc Xa Hoi Viet Nam Vien Su Hoc, *Nong Thon Viet Nam trong Lich Su (Nghien Cuu Xa Hoi Nong Thon Truyen Thong) Tap I*, Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, 1977, pp.50-52.
- (43) Van Tao, “May Suy Nghi Buoc Dau ve Giai Cap Cong Nhan va Lang Xa Viet Nam,” in Uy Ban Khoa Hoc Xa Hoi Viet Nam Vien Su Hoc, *Nong Thon Viet Nam* …, p.20.
- (44) Nguyen Dong Chi, “Vai Nhan Xet Nho …,” p.47.
- (45) Hoi Dong Quoc Gia Chi Dao Bien Soan Tu Dien Bach Khoa Viet Nam, *Tu Dien Bach Khoa Viet Nam 1 A-D*, Hanoi: Nha Xuat Ban Tu Dien Bach Khoa, 2000, p.582.
- (46) Phan Dai Doan (Chu bien), *Quan Ly Xa Hoi Nong Thon Nuoc Ta Hien Nay - Mot So Van De va Giai Phap (Sach Tham Khao)*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1996, p.244.
- (47) この点に関連して、ベトナム国家社会科学・人文科学センターの経済学研究所には、北部にみられる‘均等主義’を計画経済・集団農場システムの時期の‘残りかす’と見なすイデオログ・学者が少なくないが（第3節第3項と注(24)を参照）、彼らの主張・提言は、その農村調査のフィールドのひとつである

ハイズオン (Hai Duong) 省・フンイエン省 (Hung Yen) (旧「ハイフン (Hai Hung) 省」) 地域——紅河デルタ地域でも比較的先進的であり都市化の影響を大きく受けつつある地域——のイメージを基礎にしているように思われる。

- (48) 「第1に」の点と「第2に」の点の二つを併記している文献としては, Bui Huy Dap - Nguyen Dien, *Nong Nghiep Viet Nam tu Coi Nguon den Doi Moi*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1996, pp.185-186が簡潔にして要を得ている。また, 注(24)に掲げた Chu Van Lam …, *Hop Tac Hoa Nong Nghiep* …, pp.78-79, さらに Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac trong Nong Nghiep Nong Thon tren The Gioi va Viet Nam*, Hanoi: Nha Xuat Ban Thong Ke, 1996, pp.145-146などは, 「第2に」の点を力説している。
- (49) Phan Dai Doan (Chu bien), *Quan Ly Xa Hoi Nong Thon* …, pp.81-82. ちなみに, 古田元夫『ベトナムの現在』講談社, 1996年, 第2章, 第7章は, 本章で言うベトナムの社会学者若干の見解に依拠して同時期の北部農村の‘実態’を説明する質の高い先行研究である。なお, Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi Quan Ly Hop Tac Xa theo Luat Hop Tac Xa*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1997, pp.21-49は, ベトナムの経済学者, 社会学者双方の見解をとり入れて計画経済・集団農場システムの時期をバランスよく叙述した文献である。
- (50) To Duy Hop …, *Phat trien Cong Dong* …, pp.101-102.
- (51) Dao The Tuan, *Kinh Te Ho Nong Dan*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1997, pp.69-85を参照。
- (52) 祖田修『農学原論』岩波書店, 2000年, 128~129ページを参照。
- (53) この点については, たとえば, Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac* …, pp.158-161の整理が示唆に富む。
- (54) ‘相互扶助’は, 注(5)に記した意味における協調行動のひとつである, と捉える場合には, ‘均等主義’と本質的に同じものである。
- (55) この点に関連して, Hoc Vien Chinh Tri Quoc Gia Ho Chi Minh - Khoa Kinh Te Phat Trien, *Kinh Te Hoc ve To Chuc Phat Trien nen Kinh Te Quoc Dan Viet Nam*, Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1996, pp.58-59を参照。
- (56) この点に関連して, マイケル・P・トダロ『M・トダロの…』387ページを参照。
- (57) ハータイ省ダンフオン県フオンディン村人民委員会副主席フオン・ヴァン・ト (Phuong Van Tho) 氏の談 (2003年9月12日: 於同村人民委員会)。
- (58) この整理は, マイケル・P・トダロ『M・トダロの…』第9章の叙述を踏襲している。
- (59) この点に関連して, 石田暁恵「ヴェトナムにおける移行過程の社会政策」(石田暁恵編『2001年党大会後のヴェトナム・ラオス—新たな課題への挑戦

-] 日本貿易振興会アジア経済研究所, 2002年) 99~120ページを参照。
- (60) たとえば, 注(24)にあげた文献のうち, *Truong Dai Hoc Kinh Te Quoc Dan ... Chinh Sach Phat Trien Nong Nghiep ...*, p.163は, 土地政策こそが最も重要であるとする。
- (61) こうした評価は, 速水『新版 開発経済学』第9章および結語に多くを負っている。
- (62) 本章と全く同じ文脈においてであるとは言えないものの, ベトナムの人口学者はこの点を理解しているようにみえる。たとえば, 彼らは, ベトナムに必要とされる今後の人口政策の一部として, ムラ・村が古来と同様に, 身寄りのない老人の生存維持のためにムラ・村の一定の耕地を充てること, また人口・家族計画化事業は社会化される必要があり, そこで大きな役割を果たすのは各大衆組織(農民会, 婦人会など)や非政府組織(NGO)などであるが, これら各大衆組織や非政府組織党がムラ・村における信用ある個人の役割に留意することなどをあげている(*Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia ... Phat Trien Nong Thon ...*, pp.126-127)。この見解は, 市場経済化を伴う経済開発の過程において社会慣習・文化(のひとつとしての‘均等主義’ないしその精神)を活用することもまた大切であろう, という本章の結論の主旨とバラレルである。
- (63) ハータイ省ダンフオン県フォンディン村人民委員会副主席フォン・ヴァン・ト(*Phuong Van Tho*)氏の談(2003年9月12日: 於同村人民委員会)。
- (64) 速水『新版 開発経済学』287~289ページ。
- (65) この用語法は, 同上書, 315ページのそれを踏襲している。
- (66) 竹内「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」292ページを参照。
- (67) 注(69)を参照。
- (68) 竹内「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営…」271ページを参照。
- (69) 代表的なものとして, 古田元夫「開発援助と民主主義」(『岩波講座 開発と文化 6 開発と政治』岩波書店, 1998年) 153~169ページ, 新しいものとして, 寺本実「『基礎における民主規則指示』発動の契機—公刊資料による1997年タイビン省農民抗議行動理解の試み—」(石田暁恵編『地域経済統合とベトナム—発展の現段階—』日本貿易振興会アジア経済研究所, 2003年3月) 77~100ページなど。
- (70) たとえば, 速水『新版 開発経済学』287~289, 315~319ページ, 原『開発経済論 第2版』171~173ページを参照。
- (71) たとえば, 八木紀一郎『近代日本の社会経済学』筑摩書房, 1999年, 229~232ページを参照。
- (72) たとえば, 第二次世界大戦中に発表され, 戦後は一世を風靡した社会学者有賀喜左衛門の学説をあげることができる。有賀理論また有賀門下の諸説につ

いては、とりあえず、富永健一『社会学講義』中央公論社、1995年、167～177、195～201ページ、野崎賢也「有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』」（筒井清忠編『日本の歴史社会学』岩波書店、1999年）87～102ページ、三戸公『「家」としての日本社会』有斐閣、1995年、92～101ページを参照。また、有賀理論の影響を大きく受けた日本社会論のうち、入手が容易いものとして、中根千枝『社会人類学 アジア諸社会の考察』東京大学出版会、1987年、とくに102～110ページ、村上泰亮『文明の多系史観 世界史再解釈の試み』中央公論新社、1998年、とくに173～291ページを参照。なお、経済学である「新制度派」による定率地代に従う地主・小作関係の捉え方は社会学である「有賀理論」によるそれに酷似していることにも留意されたい。

- (73) とりあえず、五味文彦・高埜利彦・鳥海靖編『詳説日本史研究』山川出版社、1998年、251ページ、渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史 3 土地所有史』山川出版社、2002年、274～276ページを参照。
- (74) *Thoi Bao Kinh Te Sai Gon*, Jan. 1, 2004, pp.40-41.
- (75) 現在のベトナムの工業化・近代化の過程における産業政策全般にとっての緊要な課題である海外直接投資の導入・その投資環境の整備、とりわけ技術移転の主体たる企業家精神の育成を農業においても遂行することによって、ということになろう。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 荒井一博 [2001]『文化・組織・雇用制度 日本のシステムの経済分析』有斐閣。
- 稲葉振一郎 [2004]『経済学という教養』東洋経済新報社。
- 大野健一 [1998]「普遍主義のパラダイムをこえて—非欧米文化の市場経済化—」（『岩波講座 開発と文化 7 人類の未来と開発』岩波書店）19～36ページ。
- 菊池一雅 [1966]『ベトナムの農民 改訂増補』古今書院。
- 合田濤編 [1989]『現代社会人類学』弘文堂。
- 河原昌一郎 [1999]『詳解 中国の農業と農村—歴史・現状・変化の胎動—』農林漁村文化協会。
- 五味文彦・高埜利彦・鳥海靖編 [1998]『詳説日本史研究』山川出版社。
- ジェトロ・アジア経済研究所 朽木昭文・野上裕生・山形辰史 [2004]『テキストブック 開発経済学 [新版]』有斐閣。
- 重富真一 [1998]「農村協同組合の存立条件—信用協同組織にみるタイと日本の経験」（加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織—近代日本との比較か

- らー』 研究双書No.492 アジア経済研究所) 179～219ページ。
- 末廣昭 [2000] 『キャッチアップ形工業化論 アジア経済の軌跡と展望』 名古屋大学出版会。
- 祖田修 [2000] 『農学原論』 岩波書店。
- 高島善哉・水田洋・平田清明 [1962] 『社会思想史概論』 岩波書店。
- 竹内郁雄 [2001] 「ベトナム経済の現状と展望」 (『世界週報』 第82巻第21号, 2001年6月5日)。
- [1999] 「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」 (白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』 研究双書No.494, 日本貿易振興会アジア経済研究所) 249～296ページ。
- 鶴田俊正・伊藤元重 [2001] 『日本産業構造論』 NTT出版。
- 富永健一 [1995] 『社会学講義』 中央公論社。
- 中兼和津次 [2002] 『シリーズ現代中国経済1 経済発展と体制移行』 名古屋大学出版会。
- 永谷敬三 [1999] 『日本経済学』 中央経済社。
- [1998] 『カナダから経済学者が見たなかなかの国ニッポン』 中央経済社。
- 中根千枝 [1987] 『社会人類学 アジア諸社会の考察』 東京大学出版会。
- 野崎賢也 [1999] 「有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』」 (筒井清忠編『日本の歴史社会学』 岩波書店) 87～102ページ。
- 速水祐次郎 [2000] 『新版 開発経済学』 創文社。
- 原洋之介 [2002] 『開発経済論 第2版』 岩波書店。
- [1999] 『エリア・エコノミックス アジア社会のトートロジー』 NTT出版。
- 尾藤正英 [2000] 『日本文化の歴史』 岩波書店。
- 古田元夫 [1996] 『ベトナムの現在』 講談社現代新書, 講談社。
- ベトナム共産党宣伝部中央教宣委員会編 (竹内郁雄訳) [1989] 『ベトナムの社会主義経済学』 アジア経済研究所。
- 三戸公 [1994] 『「家」としての日本社会』 有斐閣。
- 南亮進 [2002] 『日本の経済発展 第3版』 東洋経済新報社。
- 村上泰亮 [1998] 『文明の多系史観 世界史再解釈の試み』 中公叢書, 中央公論社。
- 村野勉 [1996] 「ベトナム農業の刷新—成果と課題—」 (竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』 研究双書No.462 市場経済化II, アジア経済研究所)。
- 八木紀一郎 [1999] 『近代日本の社会経済学』 筑摩書房。
- 厳善平 [2002] 『シリーズ現代中国経済2 農民国家の課題』 名古屋大学出版会。
- 渡辺尚志・五味文彦編 [2002] 『新体系日本史3 土地所有史』 山川出版社。

<英語文献>

- Mukesh Eswaran and Ashok Kotwal, *Why Poverty Persists in India :A Framework for Understanding the Indian Economy*, London: Oxford University Press, 1994 (M・エスワラン, A・コトワル著〈永谷敬三訳〉『なぜ貧困はなくなるのか—開発経済学入門—』2000年).
- National Center for Social and Human Sciences, Institute of Economics (edited by Vu Tuan Anh), *Vietnam's Economic Reform: Results and Problems*, Hanoi: Social Science Publishing House, 1994.
- Steven Pinker, *How the Mind Works*, London Pengin: 1997 (スティーブ・ピンカー〈山下篤子訳〉『心の仕組み 人間関係にどう関わるか (下)』日本放送協会出版会, 2003年).
- Michael P. Todaro, *Economic Development Sixth Edition*, London: Addison Wesley Longman Limited., 1997 (マイケル・P・トダロ〈岡田靖夫監訳/OCDI開発経済研究会訳〉『M・トダロの開発経済学』国際協力出版会, 1997年).

<ベトナム語文献>

- Ban Dan Van Trung Uong [2000] *Mot So Van De ve Cong Tac Van Dong Nong Dan o Nuoc Ta Hien Nay* [現在のわが国における農民運動工作に関する若干の諸問題], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Bui Huy Dap - Nguyen Dien [1996] *Nong Nghiep Viet Nam tu Coi Nguon den Doi Moi* [太古からドイモイまでのベトナム農業], Hanoi : Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Chu Van Lam, Nguyen Thai Nguyen, Phung Huu Phu, Tran Quoc Toan, Dang Tho Xuong [1992] *Hop Tac Hoa Nong Nghiep Viet Nam - Lich Su - Van De - Trien Vong* [ベトナムの農業協同組合化 歴史・問題点・展望], Hanoi: Nha Xuat Ban Su That.
- Dao The Tuan [2001] “Ban Sac Van Hoa, Kinh Te Thi Thuong va Oc Kinh Doanh o Nuoc Ta” [わが国における文化の本質, 市場経済, 企業家精神] in Ban Tu Tuong - Van Hoa Trung Uong Bo Van Hoa - Thong Tin Vien Quan Tri Doanh Nghiep, *Van Hoa va Kinh Doanh* [文化と経営], Hanoi: Nha Xuat Ban Lao Dong, pp.24-47.
- [1997] *Kinh Te Ho Nong Dan* [農民の家族経営], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Hoang Viet (Chu bien) [1999] *Van De So Huu Ruong Dat trong nen Kinh Te Hang Hoa Nhieuh Thanh Phan o Viet Nam (Sach Tham Khao)* [わが国の多様な所有セクターのもとでの商品経済における土地所有問題 (参考資料)], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

- Hoc Vien Chinh Tri Quoc Gia Ho Chi Minh [2001] *Cong Dong Lang Xa Viet Nam Hien Nay* [現代のベトナムの村落社会], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Hoc Vien Chinh Tri Quoc Gia Ho Chi Minh - Khoa Kinh Te Phat Trien [1996] *Kinh Te Hoc ve To Chuc Phat Trien nen Kinh Te Quoc Dan Viet Nam* [ベトナムにおける国民経済の発展の組織に関する経済学], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Hoi Dong Quoc Gia Chi Dao Bien Soan Tu Dien Bach Khoa Viet Nam[2000] *Tu Dien Bach Khoa Viet Nam 1 A~D* [ベトナム百科事典 第1巻 (A~D)], Hanoi: Nha Xuat Ban Tu Dien Bach Khoa.
- Hoi Khoa Hoc Kinh Te Viet Nam Ban Dao Tao va Pho Bien Kien Thuc [1998] *Tai Lieu Tap Huan Phat Trien Nong Nghiep va Nong Thon theo Huong Cong Nghiep Hoa, Hien Dai Hoa Tap II* [工業化・近代化を志向する農業・農村開発研修資料 第2巻], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Le Ba Thao [2001] *Viet Nam Lanh Tho va Cac Vung Dia Ly* [ベトナム 国土と地理上の各地方], Hanoi: Nha Xuat Ban The Gioi.
- Le Trong [1994] *Kinh Te Hop Tac cua Nong Dan trong Kinh Te Thi Truong* [市場経済における農民の協同経済], Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep.
- Luong Xuan Quy - Nguyen The Nha [1999] *Doi Moi To Chuc va Quan Ly Cac Hop Tac Xa trong Nong Nghiep, Nong Thon* [農業・農村における協同組合の管理・組織の刷新], Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep.
- Nghi Quyet So 10-NQ/TW, Ngay 5-4-1988 cua Bo Chinh Tri ve doi moi quan ly nong nghiep [農業管理の刷新に関する1988年4月5日付政治局10号決議] in Dang Cong San Viet Nam, *Mot So Van Kien cua Dang ve Phat Trien Nong Nghiep* [農業開発に関する若干の党文献], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 1993.
- Nguyen Dien [1996] *Kinh Te Hop Tac trong Nong Nghiep Nong Thon tren The Gioi va Viet Nam* [世界とベトナムの農業・農村における協同経営], Hanoi: Nha Xuat Ban Thong Ke.
- Nguyen Dong Chi [1977] “Vai Nhan Xet Nho ve So Huu Ruong Dat cua Lang Xa o Viet Nam truoc Cach Mang” [革命前のベトナムにおける村落の土地所有に関する2,3の小察], in Uy Ban Khoa Hoc Xa Hoi Viet Nam Vien Su Hoc, *Nong Thon Viet Nam trong Lich Su (Nghien Cuu Xa Hoi Nong Thon Truyen Thong) Tap I* [歴史のなかのベトナム農村 (伝統農村社会の研究) 第1巻], Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, pp.46~64.
- Nguyen Van Bich [1997] *Phat Trien va Doi Moi Quan Ly Hop Tac Xa theo Luat Hop Tac Xa* [協同組合法に従う協同組合の発達と管理の刷新], Hanoi: Nha Xuat

- Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Nhieu Tac Gia [2000] *Hoi va Dap ve Van Hoa Viet Nam (Tai Ban In Lan Thu 3)* [ベトナム文化問答 (改訂第3版)], Hanoi: Nha Xuat Ban Van Hoa Dan Toc Tap Chi Van Hoa Nghe Thuat.
- Nong Nghiep Viet Nam* (Bao) [ベトナム農業 (新聞)].
- Nong Thon Ngay Nay* (Bao) [今日の農村 (新聞)].
- Phan Dai Doan (Chu bien) [1996] *Quan Ly Xa Hoi Nong Thon Nuoc Ta Hien Nay - Mot So Van De va Giai Phap (Sach Tham Khao)* [現在のわが国における農村社会の管理—若干の問題と方策 (参考資料)], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Thoi Bao Kinh Te Sai Gon* (Tuan Bao) [サイゴン経済タイムズ (週刊誌)].
- Thoi Bao Kinh Te Viet Nam* (Bao) [ベトナム経済タイムズ (新聞)].
- To Duy Hop - Luong Hong Quang [2000] *Phat Trien Cong Dong - Ly Thuyet & Van Dung* [コミュニティの開発—学説と応用—], Hanoi: Nha Xuat Ban Van Hoa - Thong Tin.
- Tran Duc [1994] *Hop Tac trong Nong Thon Xua va Nay* [農村の協同 昔と今], Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep.
- [1995] *Trang Trai Gia Dinh o Viet Nam va tren The Gioi* [ベトナムと世界の家族農場], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia & Truong Dai Hoc British Columbia, Canada (Pham Xuan Nam <Chu bien>) [1997] *Phat Trien Nong Thon: Rural Development* [農村開発], Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi.
- Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia Vien Su Hoc - Trung Tam Nghien Cuu va Tu Van ve Phat Trien (Nguyen Hong Phong) [2000] *Mot So Van De ve Hinh Thai Kinh Te - Xa Hoi Van Hoa va Phat Trien* [経済社会構成体・文化・開発に関する若干の諸問題], Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi.
- Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia Vien Xa Hoi Hoc (To Duy Hop <Chu bien>) [2000] *Su Bien Doi cua Lang - Xa Viet Nam Ngay Nay o Dong Bang Song Hong* [紅河デルタにおける今日のベトナム村落の変容], Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi.
- Truong Dai Hoc Kinh Te Quoc Dan (Le Dinh Thang <Chu bien>) [2000] *Chinh Sach Phat Trien Nong Nghiep va Nong Thon sau Nghi Quyet 10 cua Bo Chinh Tri (Sach Tham Khao)* [政治局10号決議以来の農業・農村開発政策 (参考資料)], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
- Van Tao [1977] “May Suy Nghi Buoc Dau ve Giai Cap Cong Nhan va Lang Xa Viet Nam” [ベトナムの労働者階級と村落に関する若干の初歩的考察], in Uy Ban

Khoa Hoc Xa Hoi Viet Nam Vien Su Hoc, *Nong Thon Viet Nam trong Lich Su (Nghien Cuu Xa Hoi Nong Thon Truyen Thong) Tap I*〔歴史のなかのベトナム農村(伝統農村社会の研究)第1巻], Hanoi: Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, pp.17-45.

Vien Nghien Cuu Quan Ly Kinh Te Trung Uong Ban Chinh Sach Phat Trien Nong Thon (Nguyen Van Bich - Chu Tien Quang 〈Dong Chu bien〉) [1999] *Phat Trien Nong Nghiep Nong Thon trong Giai Doan Cong Nghiep Hoa va Hien Dai Hoa o Viet Nam* [工業化・近代化の段階におけるベトナムの農業・農村開発], Hanoi: Nha Xuat Ban Nong Nghiep.

Vu Quang Hien [2001] *Dang Lanh Dao Xay Dung Can Cu Du Kich o Dong Bang Bac Bo (1946-1954)* [バックボ平野のゲリラ基地建設における党の指導(1946～1954年)], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.